

様式 1-2-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人空港周辺整備機構	
評価対象中期目標期間	中期目標期間実績評価	第4期中期目標期間
	中期目標期間	平成30～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	航空局航空ネットワーク部	担当課、責任者	大臣官房参事官（航空戦略） 東田 晃拓
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 洪武 容
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月16日 理事長・監事ヒアリング 令和5年7月3日、4日 外部有識者からの意見聴取（敬称略） <ul style="list-style-type: none"> 屋井 鉄雄 東京工業大学特命教授・名誉教授（7/3） 熊谷 則一 涼風法律事務所弁護士（7/4） 安河内恵子 九州工業大学教養教育院教授（7/4）

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1. 全体の評価	
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。 (参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用 B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。
評価に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定) 及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定) の規定に基づき、項目別評価の算術平均(以下算定式のとおり。)に最も近い評価が「B」であること及び以下の「法人全体に対する評価」等を踏まえ、「B」評価とする。 【項目別評価の算術平均】 (A 4 点 × 1 項目 + B 3 点 × 17 項目 + B 3 点 × 1 項目 × 2) ÷ (19 項目 + 1 項目) = 3.05 ※なお、算術にあたっては、評価毎の点数を S：5 点、A：4 点、B：3 点、C：2 点、D：1 点とし、重要度の高い 1 項目については、加重を 2 倍としている。
2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、安定的な経営が実現できていることから、法人全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。
3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし
4. その他事項	
監事等からの意見	該当なし
その他特記事項	(外部有識者からの意見) 該当なし

中期目標（中期計画）	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書No.	備考欄
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	見込評価	期間実績評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
再開発整備事業	C	A	B	B	B	B	B	1. (1)	
住宅騒音防止対策事業	B	B	A	A	B	A	A	1. (2)	
移転補償事業	BO重	BO重	BO重	BO重	BO重	BO重	BO重	1. (3)	
緑地造成事業	B	B	B	B	B	B	B	1. (4)	
II. 業務運営の効率化に関する事項									
業務改善の取組								2. (1)	
業務運営の効率化	B	B	B	B	B	B	B	2. (1)①	
事業費の抑制	B	B	B	B	B	B	B	2. (1)②	
一般管理費の抑制	B	B	B	B	B	B	B	2. (1)③	
契約の適正化・調達の合理化	B	B	B	A	B	B	B	2. (1)④	
給与水準の適正化	B	B	B	B	B	B	B	2. (1)⑤	
業務のデジタル化及びシステムの最適化	B	B	A	B	B	B	B	2. (2)	

中期目標（中期計画）	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書No.	備考欄
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	見込評価	期間実績評価		
III. 財務内容の改善に関する事項									
予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	B	B	3. (1)	
短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	-	3. (2)	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	-	-	-	-	-	-	-	3. (3)	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	-	-	-	-	-	-	-	3. (4)	
剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	-	3. (5)	
IV. その他の業務運営に関する重要事項									
適切な内部統制の実施	B	B	B	B	B	B	B	4. (1)	
情報セキュリティ対応等の取組の推進	B	B	B	B	B	B	B	4. (2)	
空港と周辺地域の共生と連携の強化								4. (3)	
国及び関係自治体との連携	B	B	B	B	B	B	B	4. (3)①	
広報活動の充実	B	B	A	B	B	B	B	4. (3)②	
地域への啓発活動	B	B	B	B	B	B	B	4. (3)③	
地域住民のニーズの把握	B	B	B	B	B	B	B	4. (3)④	
運営権者への円滑な環境対策事業承継に向けた取組の推進								4. (4)	
研修員の受入	B	B	B	B	B	B	B	4. (4)①	
業務の可視化パターン化の推進	B	B	B	B	B	B	B	4. (4)②	
騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途	-	-	-	-	-	-	-	4. (5)	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「O」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (1)	再開発整備事業		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
契約(貸付)状況	—		34件	33件	31件	31件	30件		事業収入(千円)	606,153	606,895	613,317	615,500	615,450
契約(貸付)率	—		100%	100.0%	100%	100%	100%		支出(千円)	584,970	557,348	568,880	565,014	521,104
経費率	—		96.5%	91.8%	92.8%	91.8%	84.7%		(うち業務支出(千円))	506,270	479,304	526,549	561,558	517,648
									(うち借入金償還等(千円))	78,700	78,044	42,331	3,456	3,456
定期巡回全施設月1回の実施	—		100%	100%	100%	100%	100%		予算額(千円)	493,592	491,490	492,032	491,705	494,773
									決算額(千円)	474,088	444,795	456,935	456,645	410,532
全貸借人との面談等年1回以上	—		67.7%	100%	100%	100%	100%		経常費用(千円)	464,904	441,752	476,026	553,420	496,616
									経常利益(千円)	90,633	113,048	85,464	12,460	67,616
									行政コスト(千円)	464,904	441,752	477,474	553,420	496,633
									職員数(人)	5	5	5	5	5

注) 支出額は一般管理費（管理勘定）を含む。

予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																																																							
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)																																																																																					
					評価	B	評価	B																																																																																				
<p>(1) 再開発整備事業 再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。 本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。 今後も地域との共生に資するため、賃借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていくこと。 ※航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など） 【指標】 ・定期巡回による全施設月1回の点検実施（平成28年度実績全施設月1回の点検実施） ・全賃借人との情報交換のための面談年1回以上（平成28年度実績一部賃借人と面談）</p>	<p>福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。 (1) 再開発整備事業 地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現してきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、賃借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていく。 (指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施) (指標：全賃借人との情報交換のための面談等 年1回以上)</p>	<p><主な指標等> 1. 老朽化施設の保全 2. 騒音斉合施設の維持管理 3. 事業健全性の確保 4. 再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況 <定量的指標> ・定期巡回による全施設月1回の点検実施 ・全賃借人との情報交換のための面談年1回以上</p>	<p><主要な業務実績> ※新型コロナウイルス感染拡大の影響があった事項については、本文中の取組内容冒頭に◎印を付しています。 [1. 老朽化施設の保全] 【中期目標期間における取組】 ○騒音斉合施設において、耐用年数を経過し老朽化の進行が著しく、耐震性能など安全性に問題があると判断した3施設について、平成29年度以降、賃借人に対して立ち退きの要請を行ってきた。 【各年度の主な取組】 <令和元年度> ○平成29年以降、粘り強く交渉を続けてきた結果、平成31年4月に当該3施設のうち2施設について、解約合意書の締結に至った。2施設ともに当該年度中に明け渡しまで完了した。 <令和2年度及び令和3年度> ○残り1棟については、弁護士と相談のうえ、賃借人の経営状況を鑑み、現行の建物賃貸借契約を定期建物賃貸借契約に変更する案を提示し、交渉を進めた。 <令和4年度> ○引き続き、耐震性能など安全性の観点も踏まえ、弁護士と相談のうえ、立ち退きを前提とした交渉を進めている。 [2. 騒音斉合施設の維持管理] 【中期目標期間における取組】 ○全ての施設について、月1回の定期巡回による点検を行うとともに、台風が通過した後などには、緊急の巡回点検を行い、被害状況の確認を行った。定期巡回の際には、外観の目視点検だけでなく、適宜現地にて賃借人と面談することにより、施設の稼働状況や不具合箇所の把握に努めた。 【定量的指標】 「定期巡回による全施設月1回の点検実施」の実施率は100%であった。 ○大型施設（大井地区）については、「大井地区騒音斉合施設改修計画」に基づき、定期的に実施した。そのほか、定期巡回や賃借人からの報告により判明した不具合箇所などの臨時修繕等を実施した。 【各年度の主な取組】</p>	<p><評価と根拠> 評価： B ・老朽化した騒音斉合施設3棟のうち2棟については、賃借人と退去時期や条件等に係る意向を確認しつつ、弁護士とも相談を行い、法的見解等も踏まえて粘り強く交渉を行った結果、令和元年度に機構が考える条件での合意をすることができた。 ・残りの1施設については、これまで、賃借人との面談を重ね、適宜、意向の確認や相談にも乗ってきたところであり、令和3年度には弁護士立会いのもと定期賃貸借契約書（案）を提示して契約期間の終了日を明確に示してきたが、賃借人の事情により立ち退きには至っていない。引き続き、弁護士と相談しながら交渉を継続しており、退去が完了するまでの間の安全に関わる様々なリスクも考慮しつつ、適切な施設保全に努めた。 ・定期巡回及び緊急巡回を行うことで、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いを早期かつ的確に把握することができた。また、巡回時に賃借人と面談することで、賃借人との良好な関係も構築することができた。 これらの取組により、指標である「定期巡回による全施設月1回の点検実施」については、すべての年度において達成している。 【指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成30年度</th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> </tr> <tr> <th>回数</th> <th>達成率</th> <th>回数</th> <th>達成率</th> <th>回数</th> <th>達成率</th> <th>回数</th> <th>達成率</th> <th>回数</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期巡回</td> <td>12回</td> <td>100%</td> <td>12回</td> <td>100%</td> <td>12回</td> <td>100%</td> <td>12回</td> <td>100%</td> <td>12回</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>緊急巡回</td> <td>3回</td> <td>-</td> <td>5回</td> <td>-</td> <td>5回</td> <td>-</td> <td>2回</td> <td>-</td> <td>1回</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各年度の定期巡回の回数12回は、毎月1回実施。</p> <p>・「大井地区騒音斉合施設改修計画」による計画的な修繕及び定期巡回点検等による適時適切な修繕を行うとともに、賃借人からの要望に、迅速に対応し臨時修繕を行うことで不測の事態を回避するなど、施設の維持管理を確実に実施することができた。 <騒音斉合施設の修繕等状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成30年度</th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>臨時</th> <th>計画</th> <th>臨時</th> <th>計画</th> <th>臨時</th> <th>計画</th> <th>臨時</th> <th>計画</th> <th>臨時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型施設(大井地区)</td> <td>5回</td> <td>7回</td> <td>1回</td> <td>13回</td> <td>2回</td> <td>14回</td> <td>2回</td> <td>9回</td> <td>2回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>大型施設以外</td> <td>-</td> <td>6回</td> <td>-</td> <td>9回</td> <td>-</td> <td>8回</td> <td>-</td> <td>7回</td> <td>0回</td> <td>6回</td> </tr> </tbody> </table> <p>・大型施設以外の建物についても、騒音斉合施設の資産価値を維持するため、各々の施設を適切に維持管理していく必要があり、令和3年度には大井地区を含んだ全体修繕計画を策定したことにより、施設全体を見据えた計画的な修繕が可能となり、令和4年度から修繕計画に基づいた計画的な修繕が実施でき</p>		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		回数	達成率	回数	達成率	回数	達成率	回数	達成率	回数	達成率	定期巡回	12回	100%	12回	100%	12回	100%	12回	100%	12回	100%	緊急巡回	3回	-	5回	-	5回	-	2回	-	1回	-		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		計画	臨時	計画	臨時	計画	臨時	計画	臨時	計画	臨時	大型施設(大井地区)	5回	7回	1回	13回	2回	14回	2回	9回	2回	4回	大型施設以外	-	6回	-	9回	-	8回	-	7回	0回	6回	<p>評価</p> <p><評価に至った理由> 機構は、空港周辺のまちづくりに貢献しつつ事業の健全性の確保を求められているので、再開発事業においては、賃貸物件からの退去者を出さず、かつ、賃貸料の増額など収支の改善に取り組むと同時に施設の維持管理についても適切に行う必要がある。 ◆1. 老朽化施設の保全(倒壊の恐れのある施設への対応) ・耐用年数を経過し老朽化の著しい3施設のうち2施設について、訴訟に至ることなく立ち退きの合意を得た。残る1施設についても立ち退き交渉を継続中であり、賃借契約期間を3年から1年に短縮した後、定期賃貸借契約への切り替えを提示する等、早期の立ち退きに向け働きかけを行っているが、賃借人の経営上の理由から協議が滞っている状況であり、引き続き立ち退きに向けた取り組みが期待される。 ◆2. 騒音斉合施設の維持管理 ・将来控えた民間運営会社への承継にそなえ、大型施設以外の建物について、建築物の長寿命化への取り組みとして修繕計画を策定した。全施設の維持管理を適</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由> 機構は、空港周辺のまちづくりに貢献しつつ事業の健全性の確保を求められている。このため、機構の行う再開発事業においては、賃貸物件からの退去者を出さず、かつ、賃貸料の増額など収支の改善に取り組むと同時に施設の維持管理についても適切に行う必要がある。 ◆1. 老朽化施設の保全(倒壊の恐れのある施設への対応) ・耐用年数を経過し老朽化の著しい3施設のうち2施設について、訴訟に至ることなく立ち退きの合意を得た。残る1施設についても立ち退き交渉を継続中であり、契約期間の終了日を明確に示すため定期賃貸借契約案を提示する等、立ち退きに向け働きかけを行っているが、賃借人の経営上の理由や代替地の確保が困難なことから立ち退き合意には至っていない。立ち退きに向けた粘り強い取り組みが期待される。 ◆2. 騒音斉合施設の維持管理 ・将来控えた民間運営会社への承継にそなえ、大型施設以外の建物について、建築物の長寿命化への取り組みとして修繕計画を策定した。全施設の維持管理を適</p>
	平成30年度		令和元年度			令和2年度		令和3年度		令和4年度																																																																																		
	回数	達成率	回数	達成率	回数	達成率	回数	達成率	回数	達成率																																																																																		
定期巡回	12回	100%	12回	100%	12回	100%	12回	100%	12回	100%																																																																																		
緊急巡回	3回	-	5回	-	5回	-	2回	-	1回	-																																																																																		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度																																																																																			
	計画	臨時	計画	臨時	計画	臨時	計画	臨時	計画	臨時																																																																																		
大型施設(大井地区)	5回	7回	1回	13回	2回	14回	2回	9回	2回	4回																																																																																		
大型施設以外	-	6回	-	9回	-	8回	-	7回	0回	6回																																																																																		

〈令和3年度〉
 ○大型施設以外の建物についても、建築物の長寿命化への取組として、令和2年度に実施した建物の現況把握及び概算修繕費算出調査に基づき、新たに「騒音斉合施設全体修繕計画」（大型施設含む）を策定した。

〈令和4年度〉
 ○新たな「騒音斉合施設全体修繕計画」に基づいた大規模改修工事（大井その1防火シャッター改修工事等）や修繕を行い、施設の継続的な安全性の確保と適切な維持管理を実施した。

【3. 事業健全性の確保】
 【中期目標期間における取組】
 ○経営状況の悪化等による再開発事業への影響等に鑑み、全賃借人と面談を実施し、良好な関係を築いた。また、調査機関等からの情報収集も含め、賃借人の経営状況の把握に努めた。
 ○支払遅延に備え、毎月、貸付料の入金確認を行うことで、支払遅延が発生した都度、速やかに賃借人に連絡をとり、遅延理由を確認するなど早期に回収できるよう対応した。

【定量的指標】
 「全賃借人との情報交換のための面談等年1回以上」の実施率は、平成30年度（67.7%）を除いて100%実施であった。

【各年度の主な取組】
 〈平成30年度〉
 ○賃貸料の未収発生に対し、その都度、督促状を発行し、賃借人を訪問のうえ状況確認を行った。さらに、厳しい経営状況が続いている賃借人に対して、貸付施設（2施設）の必要性等について確認・協議・調整を行った。うち1施設の契約解除を行った。

〈令和元年度〉
 ○国有財産使用料が改定されたことに伴い、貸付料の増額が必要となった賃借人（3者）に対し、丁寧かつ迅速に増額交渉を行った結果、すべての賃借人から承諾が得られ、変更契約を締結した。
 ○大井その2（商業施設）賃借人から、グループ内企業の再編に伴う賃借人の地位承継について、令和2年1月に申し出があった。賃借人からは同年3月までに手続きを終えたいとの希望があったことから、速やかに事務処理を進め、希望時期までに承継人との契約手続きを終えた。

〈令和2年度〉
 ◎新型コロナウイルス感染拡大の影響について、賃借人との面談を通して状況を確認したところ、国・自治体の支援策もあり、休業など経営状況が極度に悪化するような事態はなかったが、飲食店等をテナントに持つ賃借人から短期の貸付料減免申請があったことから、感染拡大による社会情勢を鑑み、減免対応を行った。また、賃借人5

た。

- ・賃借人との面談及び調査機関等からの情報を分析することにより、賃借人の経営状況を詳細に把握することができ、貸付料滞納などのリスクに備えることができた。また、定期的な入金確認と早めの連絡により、支払い遅延の発生を未然に防ぐことができ、一部、契約解除を行った施設があったものの、貸付料の未回収まで至ることはなかった。
- ・指標である「全賃借人との情報交換のための面談等年1回以上」について、平成30年度の達成率が67.7%となっているのは、全賃借人に対し郵送にて福岡空港民間委託の優先交渉権者に係る情報提供を実施したが、主務大臣から面談等に該当しないと判断されたためであり、その他の年度については目標を達成している。

【指標：全賃借人との情報交換のための面談等年1回以上】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
賃借人	31者	29者	28者	28者	28者
実績	21者	29者	28者	28者	28者
（延べ回数）	（229回）	（106回）	（79回）	（61回）	（46回）
達成率	67.7%	100%	100%	100%	100%

- ・数ヶ月継続していた貸付料の滞納状態について、貸付施設（2施設）の必要性等を確認・調整のうえ、うち1施設の契約を解除することとした。当該賃借人の敷金から未収金を回収することが可能となり、事業収益の健全性確保に寄与することができた。
- ・賃貸料の増額交渉では、交渉が難航する場合もあるが、賃借人に対し懇切丁寧に説明を行い、理解を求めた結果、賃借人の合意を得ることができ、収益性の確保に努めることができた。
- ・大井その2（商業施設）の地位承継にあたっては、単に名義変更を行うだけでなく、承継人に対し騒音斉合施設大井地区の重要性について理解を求め、地域住民への説明や関係機関との調整、賃借人選定委員会の開催など新規出店と同程度の事務手続きが必要であったが、事務処理の迅速化により、問題なく地位の承継が行われ、事業の継続性が確保された。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響については、日頃から賃借人とのコミュニケーションを取っていることもあり、今回についても、事前に相談があるなど、賃借人の経営状況を速やかに把握できたことから、特に大きな問題もなく事業の継続性を確保することができた。また、減免対応についても、機構の収益に大きな影響を与えない範囲で対応した結果、賃借人の撤退までには至らず、事業の継続性を確保することができた。なお、家賃支援給付金は5者全てが給付を受けることができた。
- ・大井その2（商業施設）賃借人のグループ内企業の吸収合併に伴う地位承継にあたっては、新規出店と同程度の事務手続きが必要であったが、事務処理の

等を着実に実施し、賃借人との信頼関係を向上させている。

中期目標における指標である定期巡回による全施設月1回の点検実施に係る達成度は100%であり、加えて台風通過後等は緊急点検も実施し、早期の劣化状態の把握に努め不測の事態が発生しないよう対応している。

【指標】「定期巡回による全施設月1回の点検実施」達成率100%

◆3. 事業健全性の確保
 ・賃借人と面談などを行うことにより経営状況をより詳細に把握し、賃貸料滞納や退去のリスク

に備え事業継続性の確保を図るとともに、事業の健全性は、施設の資産価値を保全するための修繕等を適切に収入の範囲内で実施し、経費率において93%（平均）と収支は黒字を確保するなど、事業の健全性、財務状況の改善に寄与した。

また、家賃支援給付金を申請するために必要な貸主（機構）の証明発行を速やかに対応した。

中期目標における指標である全賃借人との情報交換のための面談年1回以上に係る達成度は100%である。

【指標】「全賃借人との情報交換のための面談年1回以上」達成率100%

（賃借人と直接面談等を行うことにより、経営状況を把握 全26者 延べ118回（平均）実施）※平成30年度は指標未達成で「C」評価。これは、福岡空港運営の民間委託について情報提供の際、書面のみ郵送だったため指標にある取り組みと認められないとしたものであるが、その後は訪問及び各コミュニケーションツールを活用する等、確実に面談を行い状況を把握し、事業健全性の確保に

等を着実に実施し、賃借人との信頼関係を向上させている。

中期目標における指標である定期巡回による全施設月1回の点検実施に係る達成度は100%であり、加えて緊急巡回を行うことで緊急修繕が必要な箇所を発見し、修繕を行うことで不測の事態を未然に防いだ。

さらに、施設の予防保全を行う等、資産の維持管理が適時適切に行われている。

【指標】「定期巡回による全施設月1回の点検実施」達成率100%

◆3. 事業健全性の確保
 ・賃借人と面談などを行うことにより経営状況をより詳細に把握し、賃貸料滞納や退去のリスク

に備え事業継続性の確保を図るとともに、事業の健全性は、施設の資産価値を保全するための修繕等を適切に収入の範囲内で実施し、経費率において91%（平均）と収支は黒字を確保するなど、事業の健全性、財務状況の改善に寄与した。

また、家賃支援給付金を申請するために必要な貸主（機構）の証明発行を速やかに対応した。

中期目標における指標である全賃借人との情報交換のための面談年1回以上に係る達成度は100%である。

【指標】「全賃借人との情報交換のための面談年1回以上」達成率100%

（賃借人と直接面談等を行うことにより、経営状況を把握 全26者 延べ104回（平均）実施）※平成30年度は指標未達成で「C」評価。これは、福岡空港運営の民間委託について情報提供の際、書面のみ郵送だったため指標にある取り組みと認められないとしたものであるが、その後は訪問及び各コミュニケーションツールを活用する等、確実に面談を行い状況を把握し、事業健全性の確保に

			<p>者から、国の家賃支援給付金を申請するために必要な貸主（機構）の証明を求められ、速やかに対応した。</p> <p>○大井その2（商業施設）賃借人から、グループ内企業の吸収合併に伴う賃借人の地位承継について、令和2年7月に申し出があった。賃借人からは同年9月1日から合併後のスタートとなる申し出があったことから、速やかに事務処理を進め、希望時期までに承継人の契約手続きを終えた。</p> <p>〈令和3年度〉</p> <p>○感染拡大の社会情勢を鑑み、貸付料の見直しは行わないものとした。</p> <p>○大井その2（商業施設）賃借人から、事務所機能を統合することにより空き店舗になる施設へ、新たなテナント（小売業）を出店したいとの申し出があり、速やかに事務処理を進めた。</p> <p>〈令和4年度〉</p> <p>○大井その2（商業施設）賃借人から、営業時間及び駐車場管理方式の変更を希望する申し出があり、速やかに事務処理を進めた。</p> <p>○昨年からの撤退の意向を示していた事業者の撤退に際し、相手方と綿密な調整を重ね、賃料回収も含め適切に手続きを進めた。</p> <p>〔4. 再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況〕</p> <p>○令和4年度末における保有施設30件、うち空き施設は0件である。結果、貸付料の安定的な収入を確保できた。また、収支状況については、施設の修繕等の適切な実施に努めた結果、経費率は84.7%であり、安定した収支の確保につながった。</p> <p style="text-align: center;">< 再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況 ></p> <table border="1" data-bbox="982 1346 1911 1671"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">うち</th> <th colspan="2">事業収入 (A)</th> <th colspan="2">業務支出 (B)</th> <th rowspan="2">経費率 (B/A)</th> </tr> <tr> <th>保有施設</th> <th>空き施設 (年度末現在)</th> <th>回収率</th> <th>事業収入</th> <th>業務支出</th> <th>借入金償還等支出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>34件</td> <td>0件</td> <td>100%</td> <td>606,152,688円</td> <td>506,270,394円</td> <td>78,699,838円</td> <td>96.5%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>33件</td> <td>1件</td> <td>100%</td> <td>606,895,188円</td> <td>479,303,643円</td> <td>78,044,360円</td> <td>91.8%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>31件</td> <td>0件</td> <td>100%</td> <td>613,317,378円</td> <td>526,549,112円</td> <td>42,331,116円</td> <td>92.8%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>31件</td> <td>0件</td> <td>100%</td> <td>615,449,988円</td> <td>561,558,038円</td> <td>3,456,000円</td> <td>91.8%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>30件</td> <td>0件</td> <td>100%</td> <td>615,449,988円</td> <td>517,648,187円</td> <td>3,456,000円</td> <td>84.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ・事業収入：固有事業収入のうち業務収入のみ（雑収入を除く） ・業務支出：固有事業勘定のすべて</p>	年度	うち		事業収入 (A)		業務支出 (B)		経費率 (B/A)	保有施設	空き施設 (年度末現在)	回収率	事業収入	業務支出	借入金償還等支出	平成30年度	34件	0件	100%	606,152,688円	506,270,394円	78,699,838円	96.5%	令和元年度	33件	1件	100%	606,895,188円	479,303,643円	78,044,360円	91.8%	令和2年度	31件	0件	100%	613,317,378円	526,549,112円	42,331,116円	92.8%	令和3年度	31件	0件	100%	615,449,988円	561,558,038円	3,456,000円	91.8%	令和4年度	30件	0件	100%	615,449,988円	517,648,187円	3,456,000円	84.7%	<p>迅速化により、問題なく地位の承継が行われ、事業の継続性が確保された。</p> <p>・貸付料については、今後の状況変化に応じて適切に見直していくこととしている。</p> <p>・大井その2（商業施設）賃借人からの新たなテナント（小売業）の出店については、賃借人と協議を重ねていく一方で、国・県・市の関係機関及び地元町内会長や関係団体に説明を迅速に行ったことで、円滑に出店ができ、大井その2（商業施設）における事業の継続性は確保され、新たなテナント（小売業）の出店により、賑わいが創出され、地域の活性化も期待できる。</p> <p>・大井その2（商業施設）賃借人から営業時間及び駐車場管理方式については、大家として事業継続性確保の観点も踏まえ、店子の要望を地元町内会長や関係団体に対し説明を迅速に行い、滞りなく了承を得ることができた。これにより事業が円滑に継続され、かつ、関係者間とも良好な関係を構築することができた。</p> <p>・撤退の意向を示していた事業者とは、日頃からのコミュニケーションを通じ、多様な相談に真摯に応じてきた結果、円満に手続きを進めることができた。</p> <p>これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p>努めている。</p> <p>◆4. 再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況</p> <p>・令和4年3月末時点での賃貸料滞納者はなく、経費率は93%（平均）と黒字を確保している。また、大井地区（地域に不可欠なスーパーマーケット）賃借人から、急遽なされたグループ内再編に伴う地位承継の申し出に対し、地域住民への説明等関係者調整を迅速に進めた結果、空白期間や地域の混乱を生じさせることなくシームレスな事業継続を整えた。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成する見込みであると認められることから、B評価とした。</p> <p>< 今後の課題 ></p> <p>・施設の保全、修繕記録のデータベース化等、環境対策事業の承継後も効率的な業務が行えるよう、デジタル化やカーボンニュートラルの観点についても意識しながら対応を進めることが求められる。</p> <p>・機構廃止後も、これまでの取組が国・県・市・運営権者・地元関係者間で共有できる仕組みづくりやノウハウの承継も念頭において、業務に取り組みべき検討も必要である。</p> <p>(外部有識者からの意見)</p> <p>・老朽化施設の件は引き続き慎重に対応されたい。</p>	<p>努めている。</p> <p>◆4. 再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況</p> <p>・令和5年3月末時点での賃貸料滞納者はなく、経費率は91%（平均）と黒字を確保している。また、大井地区（地域に不可欠なスーパーマーケット）賃借人から、急遽なされたグループ内再編に伴う地位承継の申し出に対し、地域住民への説明等関係者調整を迅速に進めた結果、空白期間や地域の混乱を生じさせることなくシームレスな事業継続を整えた。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることから、B評価とした。</p> <p>< 今後の課題 ></p> <p>・施設の保全、修繕記録のデータベース化等、環境対策事業の承継後も効率的な業務が行えるよう、デジタル化やカーボンニュートラルの観点についても意識しながら対応を進めることが求められる。</p> <p>・機構廃止後も、これまでの取組が国・県・市・運営権者・地元関係者間で共有できる仕組みづくりやノウハウの承継も念頭において、業務に取り組みべき検討も必要である。</p> <p>(外部有識者からの意見)</p> <p>・老朽化施設の件は福岡空港運営会社に事業承継する前に何らか解決すべき。上手に交渉してほしい。</p> <p>・賃貸料の滞納もなく、長い期間、空き施設もないなど大変努力していると感じる。ただし、建物の老朽化は地震・災害等を考えるとリスクがあるため、残り1施設の立退き交渉は引き続き努力されたい。</p>
年度	うち		事業収入 (A)		業務支出 (B)		経費率 (B/A)																																																					
	保有施設	空き施設 (年度末現在)	回収率	事業収入	業務支出	借入金償還等支出																																																						
平成30年度	34件	0件	100%	606,152,688円	506,270,394円	78,699,838円	96.5%																																																					
令和元年度	33件	1件	100%	606,895,188円	479,303,643円	78,044,360円	91.8%																																																					
令和2年度	31件	0件	100%	613,317,378円	526,549,112円	42,331,116円	92.8%																																																					
令和3年度	31件	0件	100%	615,449,988円	561,558,038円	3,456,000円	91.8%																																																					
令和4年度	30件	0件	100%	615,449,988円	517,648,187円	3,456,000円	84.7%																																																					

4. その他参考情報

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響があった事項については、「法人の業務実績」本文中の取組内容冒頭に◎印を付しています。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (2)	住宅騒音防止対策事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
防音工事 (未実施)	—	—	2件	0件	1件	0件	0件		予算額(千円)	52,972	47,493	45,762	44,778	43,131
防音工事 (告示日後)	—	—	1件	0件	1件	0件	0件		実績額(千円)	32,541	35,059	30,279	19,316	22,162
更新工事①	—	—	71台	65台	57台	25台	45台		決算額(千円)	32,541	35,059	30,279	19,316	22,162
更新工事① (告示日後)	—	—	5台	10台	6台	7台	5台		経常費用(千円)	60,248	62,710	58,431	46,724	50,235
更新工事②	—	—	130台	129台	88台	74台	102台		経常利益(千円)	—	—	—	—	—
更新工事② (告示日後)	—	—	2台	7台	2台	4台	3台		行政コスト(千円)	60,248	62,710	58,431	46,724	50,235
更新工事③	—	—	12台	7台	6台	11台	9台		職員数(人)	3	3	3	3	3
問合せ件数 (うち処理済件数)	—	—	554件 (554件)	1104件 (1104件)	1369件 (1369件)	1023件 (1023件)	1126件 (1126件)							
更新工事交付決定 までの処理日数 60日以内	—	—	100%	100%	100%	100%	100%							

注) 予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)																																														
					評価	A	評価	A																																													
<p>(2) 住宅騒音防止対策事業</p> <p>住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域(第一種区域)指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や地方公共団体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事などを行う事業である。</p> <p>今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内 (平成 28 年度実績 60 日) 	<p>(2) 住宅騒音防止対策事業</p> <p>「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和 42 年法律第 110 号。以下「騒防法」という。)」に基づく国や地方公共団体からの補助事業として次のとおり取組む。</p> <p>国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。</p> <p>また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。</p> <p>(指標:更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内)</p>	<p><主な指標等></p> <ol style="list-style-type: none"> 国及び関係自治体との連携 事業制度の周知 事務処理の効率化、補助金交付決定事務の事務処理の短縮 事業実施・予算執行状況 <p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内 	<p><主要な業務実績></p> <p>〔1. 国及び関係自治体との連携〕</p> <p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○事業の円滑かつ着実な実施に向けて、関係者より一層の緊密な連携を図るため、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を毎年開催するとともに、「連絡協議会」や「事業成果検査」の場も活用して、必要な情報提供を行った。</p> <p>◎なお、令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり書面開催で、令和 3 年度においては個別開催により、情報共有を行った。</p> <p>【各年度の主な取組】</p> <p><令和 3 年度></p> <p>○「住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会」(主催:航空局)における資料作成のため、防音工事実施済み住宅の経年劣化調査が行われ、機構では、調査対象家屋の選定及び個別訪問による住民の方への協力要請を行った。調査にあたっては、対象地区の自治会や町内会等へ事前説明を行うとともに、調査当日には家屋内で長時間に亘り騒音測定や現況調査を実施することから、丁寧な事前説明と対応を行った。</p> <p><令和 4 年度></p> <p>○「あり方検討会」で議論・検討された新たな制度(更新工事④)について、連絡協議会幹事会において共有を行った。</p> <p>〔2. 事業制度の周知〕</p> <p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○関係自治体窓口や福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットを配布したほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。</p> <p>○福岡市博多区、東区及び大野城市が発行している広報誌に事業案内の記事を掲載(今期 46 回)した。</p> <p>○過去に防音工事を実施し、当該年度から更新工事の対象となる住宅、また更新工事実施後に次の更新工事を行っていない住宅に対し、事業対象者が機会を逃さないよう案内(空調機器更新工事のご案内)とチラシ(今期 787 軒)を郵送した。</p> <p>○住宅騒音防止対策事業に関する相談等については、迅速かつ丁寧な対応に努めた。なお、全ての問合せ等に対し、その都度適切に対応した結果すべて対応済みであり、長期に亘る継続案件は発生しなかった。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価: A</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度当初に毎年継続して、事業の概要・制度、予算等の説明及び質疑応答を行うことで、自治体における事業の受付窓口の担当者が制度や手続き方法等について理解が深められ、円滑に事業を執行することができた。 また、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、対面での開催を書面による開催としたが、各自治体からの質問等には個別に対応するなど必要な情報共有を行うことができた。令和 3 年度においては、各自治体を個別に訪ね説明を行ったことで、資料配布のみでは伝わりにくい部分も詳細に説明することで理解を深めてもらい、必要な情報共有を行うことができた。 経年劣化調査について航空局からの調査予定件数は 24 件あり、機構において要件に該当する 30 件を抽出するとともに調査への協力依頼を行った。コロナ禍において、この調査への協力を得ることが困難な状況であったが、適切かつ丁寧に対応を心がけるとともに、外出などで不在者が多いなか連絡が取れるまで粘り強く訪問等を行った。その結果、8 世帯の住民の方からの協力を取り付け、調査が行われたことで、今後の助成のあり方を検討している委員会審議の一助となった。また、個別訪問の際に更新工事等の説明を行った結果、実際に更新工事の申請がなされ、事業の促進にもつなげることができた。 関係自治体窓口及び福岡市共同利用会館においてパンフレットを配布、また福岡市共同利用会館ではチラシを掲示することで、より多くの住民に制度を周知することができた。 自治体の広報誌を見た住民からの問合せが一定数あり、中には事業制度を知らなかった方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の成果があった。 <p>【参考:自治体広報誌の掲載状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成 30 年度</th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">令和 2 年度</th> </tr> <tr> <th>掲載回数</th> <th>問合せ</th> <th>掲載回数</th> <th>問合せ</th> <th>掲載回数</th> <th>問合せ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>博多区</td> <td>3 回</td> <td rowspan="3">19 件</td> <td>3 回</td> <td rowspan="3">37 件</td> <td>4 回</td> <td rowspan="3">46 件</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>3 回</td> <td>3 回</td> <td>2 回</td> </tr> <tr> <td>大野城市</td> <td>2 回</td> <td>3 回</td> <td>3 回</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和 3 年度</th> <th colspan="2">令和 4 年度</th> </tr> <tr> <th>掲載回数</th> <th>問合せ</th> <th>掲載回数</th> <th>問合せ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>博多区</td> <td>4 回</td> <td rowspan="3">23 件</td> <td>4 回</td> <td rowspan="3">19 件</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>4 回</td> <td>2 回</td> </tr> <tr> <td>大野城市</td> <td>3 回</td> <td>3 回</td> </tr> </tbody> </table>		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		掲載回数	問合せ	掲載回数	問合せ	掲載回数	問合せ	博多区	3 回	19 件	3 回	37 件	4 回	46 件	東区	3 回	3 回	2 回	大野城市	2 回	3 回	3 回		令和 3 年度		令和 4 年度		掲載回数	問合せ	掲載回数	問合せ	博多区	4 回	23 件	4 回	19 件	東区	4 回	2 回	大野城市	3 回	3 回	<p><評価に至った理由></p> <p>機構は、生活環境の改善を目的として、指定区域内に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、広報等の取組を通じて効率的に防音工事等を推進していく必要がある。</p> <p>防音工事、空調機器更新工事について、申請があった全てを実施し、空港周辺住民の生活環境の改善を行った。</p> <p>◆〔1. 国及び関係自治体との連携〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑な事業執行のため、関係自治体の担当者を対象に、事業制度や手続き方法等への理解促進を図っている。 令和 3 年度には、国が行った「住宅防音工事補助制度のあり方に関する基礎調査業務」の中のひとつ「防音工事住宅の経年劣化調査」において、機構職員が先頭に立って対象住宅の選定、日程調整、調査の立合いまで一貫して関与した。これにより調査対象宅の不安感を払しょくすることができ、トラブルを招くことなく安心、安全に調査を実施することができた。(調査件数 8 件(予定件数 24 件) 調査日 10/31~11/22 日) <p>◆〔2. 事業制度の周知〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌等への掲載回数の増加や配布場所の拡大とともに、過去に更新工事を行った住宅で次の空調機器更新工事を行っていない住宅に対して直接チラシ配布を行うことにより、更なる制度周知を図った。 また、情報伝達手段に限られる期間があったが、次の取り
	平成 30 年度		令和元年度			令和 2 年度																																															
	掲載回数	問合せ	掲載回数	問合せ	掲載回数	問合せ																																															
博多区	3 回	19 件	3 回	37 件	4 回	46 件																																															
東区	3 回		3 回		2 回																																																
大野城市	2 回		3 回		3 回																																																
	令和 3 年度		令和 4 年度																																																		
	掲載回数	問合せ	掲載回数	問合せ																																																	
博多区	4 回	23 件	4 回	19 件																																																	
東区	4 回		2 回																																																		
大野城市	3 回		3 回																																																		

【各年度の主な取組】

〈令和2年度及び令和3年度〉

◎新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域へ出向いた説明が制限されるなど制約があるなか、事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。いずれも機構として初めての試みである。

- ・事業概要を記載したマスクケースを作成し、福岡空港内の飲食店、騒音斉合施設（商業）、屋外レクリエーション施設（移転補償跡地）に配布した。
- ・郵便局に置かれている窓口現金封筒広告を利用し、事業案内を周知した。
- ・屋外レクリエーション施設（移転補償跡地）に事業案内の看板を設置した。
- ・新聞折込チラシの配布（令和3年度から実施）〈令和3年度〉

○電話対応窓口でのサービス向上や苦情対策等のため、通話録音システムを導入した。

〈令和4年度〉

○事業制度の積極的な周知を図るため、これまで行ってきた新聞折込チラシや郵便局窓口現金封筒広告の取組の効果の検証を踏まえ、更に効果的な周知を行うため令和5年度から対象地域を選定したポスティングを実施する予定であり、4年度はその準備作業としてチラシの制作・印刷を実施した。なお実際のポスティングについては、申請期間を考慮し、5年度の申請開始時期を想定している。

また、感染症対策も踏まえた広報活動の一環として、昨年に引き続き、大井地区等へのマスクケースの配布も実施した。

【3. 事務処理の効率化、補助金交付決定事務の事務処理の短縮】

【中期目標期間における取組】

○申請書類や「空調機器更新補助の手引き」について、よりわかりやすくするため、内容の見直しを毎年行っている。

○補助金交付決定事務の事務処理を効率化・迅速化するため、受付時に不備のあった申請書については、当日中に申請者へ電話連絡し、修正内容がわかる書類を同封して返送した。また、進捗表を作成し、申請受付から交付決定までの計画及び処理状況を職員間で随時共有することで、複数の職員での事務処理が可能となり業務の空白期間を解消し、処理期間の短縮を図った。

【定量的指標】

「更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数60日以内」の達成率は100%であった。

【各年度の主な取組】

〈令和2年度〉

◎自治体（区市町）独自の追加補助対象世帯で、

・事業対象者へのチラシの郵送は、相乗効果を狙い自治体広報誌の発行時期に合わせ発送することで、当該対象者からの申請、問合せにつなげることができた。

【参考：更新工事対象者へのチラシの送付状況】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
送付軒数	282軒	88軒	78軒	110軒	229軒	787軒
問合せ	26件	11件	2件	6件	31件	76件
申請	9件	16件	5件	3件	17件	50件

・住宅騒音防止対策事業に関する相談等の件数（前期2,609件、今期5,136件）から、ある程度住民への周知はできていると料されるが、今後も、積極的な広報活動を通じ、事業制度の周知を図ることとしている。

【参考：住宅騒音防止対策事業に関する相談等】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
相談	554件	1,104件	1,369件	1,023件	1,086件	5,136件

・マスクケースについては、各施設で行っている新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を応援する意味も込めて作成したところ、配布先や利用者からは概ね好評を得ることができた。窓口現金封筒広告については、事業対象地域の郵便局に配布することで、地域に特化した周知を行うことができた。なお、令和2年度窓口現金封筒広告を見た方からの問合せが2件あり、一定の効果が見られた。

令和3年度に実施した新聞折込チラシについては、18件の問合せがあり、うち事業対象者は12件であった。今回、機構として初めての試みであったが、地元新聞社の利用や地域を限定して配布したことで、より効果的な広報となった。また、マスクケース及び窓口現金封筒広告については、QRコードを記載したことで、機構への情報アクセスがより容易になった。

・通話内容を録音することにより、相談内容の聞き漏らしやトラブル発生の防止、また、情報の共有による窓口対応力の向上につなげることができた。

・ポスティングは対象地域を絞ることで、より対象者の目に触れやすくなるなど効果的な広報手法と考えている。また、マスクケースなどにQRコードも記載することによって、機構への情報アクセスが容易になり、令和4年度においては令和3年度と比較して住宅防音事業のサイトへのアクセス数が2割程度増加し、対象者目線に立った広報手法を図ることができた。

・申請書類等を申請者が理解しやすい内容に改訂することで、サービスレベルの向上を図ってきた。さらに、改訂により申請書への誤記入等が防止されることで、事務処理の効率化及び処理期間の短縮につながった。

・申請が不備の場合、修正箇所をわかりやすく説明した資料を返送することで、申請者の修正に要する負担が軽減されるとともに、担当者においても、再確認時の修正箇所の

直接チラシ配布を行うことにより、更なる制度周知を図った。

また、情報伝達手段が限られる期間があったが、次の取り組みを実施した。

・地域に事業制度の案内を兼ねたマスクケースを届け、郵便局の窓口封筒広告を活用して事業を周知する等、創意工夫した新しい取り組みに着手した。

◆【3. 事務処理の効率化、補助金交付決定事務の事務処理の短縮、4. 事業実施・予算執行状況】
・空調機器更新工事について、申込書類の見直しによる効果に加え、担当職員間での業務分担や事務処理方法の改善を図り、迅速に空調機の設置を終えている。これは指標である「更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数60日以内」の半分に満たない平均28日（平均）で処理している。

令和2年度には追加補助対象世帯の事務処理を短縮し、迅速に空調機の設置を終えている。これは対象世帯の平均24日の半分に満たない期間（10日）で住民の申請に応じたもの。補助金交付決定事務の事務処理の短縮については自治体と機構の連携で相乗効果が得られたきめ細かな取

組みを実施した。
・地域に事業制度の案内を兼ねたマスクケースを届け、郵便局の窓口封筒広告を活用して事業を周知する等、創意工夫した新しい取り組みに着手した。

◆【3. 事務処理の効率化、補助金交付決定事務の事務処理の短縮、4. 事業実施・予算執行状況】

・空調機器更新工事について、申込書類の見直しによる効果に加え、担当職員間での業務分担や事務処理方法の改善を図り、迅速に空調機の設置を終えている。これは指標である「更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数60日以内」の半分に満たない平均28日（平均）で処理している。

令和2年度には追加補助対象世帯の事務処理を短縮し、迅速に空調機の設置を終えている。これは対象世帯の平均24日の半分に満たない期間（10日）で住民の申請に応じたもの。補助金交付決定事務の事務処理の短縮については自治体と機構の連携で相乗効果が得られたきめ細かな取り組みであり、今後の全体処理速度の底上げにつながることが期待される。

これら手順はマニュアル化し、継続した取り組みとすることを決定している。

【指標】「更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数60日以内」達成率100%

加えて、「住宅騒音防止工事処理システム」を独自の閉鎖したシステムに改修し運用を開始し、ウェブと物理的に遮断することで申請者の個人情報漏洩リスクを排除している。

住民負担額補助金交付を申込みした世帯に係る事務処理について、通常的事務処理に加え、関係自治体との調整が必要なため、申込みから審査結果通知までに約24日かかっていた。これまでも申請者から事務処理の短縮の要望があり自治体への要望を行っていたが、連日の厳しい暑さや、さらにはコロナ禍による巣ごもりなどもあり、これまで以上に要望が寄せられた。機構から自治体へ事情を説明し事務処理の短縮化を強く働きかけたことにより約10日で審査結果通知ができるようになった。なお、該当する案件は10件あった。

○「住宅騒音防止工事事務処理システム」は、申請者情報や工事情報を共有することで、更新工事に係る情報を一元化し、確認作業等の事務処理効率化のため利用している。当該システムは、機構ネットワークシステム（社内LAN）に接続していたが、申請者の個人情報漏洩リスクを抱えていたことから、令和2年度、機構ネットワークシステム（社内LAN）から分離し、独自の閉鎖したシステムに改修を行った。

〔4. 事業実施・予算執行状況〕
○毎年度、住宅騒音防止対策事業を着実に実施するよう計画し、適切に実施している。

把握が容易となり、交付決定までの時間が短縮された。更に、進捗表の活用により、処理状況の共有・管理が可能となったことから、申請数全てにおいて目標日数の60日以内に交付決定が行われ（最大処理日数59日）、平均処理日数（H30:31.6日→R4:26.3日）は着実に減少した。

【第4期中期計画期間中の平均処理日数推移】

平成30年度 31.6日
令和元年度 27.8日
令和2年度 25.9日
令和3年度 24.3日
令和4年度 26.3日

これらの取組により、指標である「更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数60日以内」については、すべての年度において達成している。

・自治体（県市町）独自の追加補助対象世帯で、住民負担額補助金交付を申込みした世帯に係る事務処理の短縮化（申込みから審査結果通知まで約24日→約10日）により、空調機の早期設置が可能となり、住民サービスの向上を図った。なお、申請者からも本件に関して、感謝の声は2件寄せられた。

・「住宅騒音防止工事処理システム」について、個人情報漏洩のリスク回避のため、機構ネットワークシステムから切り離し、これにより、外部からの攻撃を遮断し、意図しない情報漏洩を防ぐことができた。

組みであり、今後の全体処理速度の底上げにつながることを期待される。

これら手順はマニュアル化し、継続した取り組みとすることを決定している。

【指標】「更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数60日以内」達成率100%

加えて、「住宅騒音防止工事処理システム」を独自の閉鎖したシステムに改修し運用を開始し、ウェブと物理的に遮断することで申請者の個人情報漏洩リスクを排除している。

◆評価
・これら住宅騒音防止対策事業における取り組みは、地域に密着したきめ細かい取り組みの積み重ねを積極的に行っているもの。今後、控えている新運営主体への環境対策事業の承継において当該事業を引き継ぐことに備えたものであり、周辺住民との良好な関係構築及び情報漏洩リスクの解消として着実に成果が表れており、事業を健全な状態で引き継ぐことに資する取り組みであることからプラスの評価をし、総合的に判断して中期目標における所期の目標を上回る成果を得られていると認められるため「A」評価とした。

◆評価
・これら住宅騒音防止対策事業における取り組みは、地域に密着したきめ細かい取り組みの積み重ねを積極的に行っているもの。今後、控えている新運営主体への環境対策事業の承継において当該事業を引き継ぐことに備えたものであり、周辺住民との良好な関係構築及び情報漏洩リスクの解消として着実に成果が表れており、事業を健全な状態で引き継ぐことに資する取り組みであることからプラスの評価をし、総合的に判断して中期目標における所期の目標を上回る成果が得られる見込であると認められるため「A」評価とした。

◆評価
・これら住宅騒音防止対策事業における取り組みは、地域に密着したきめ細かい取り組みの積み重ねを積極的に行っているもの。今後、控えている新運営主体への環境対策事業の承継において当該事業を引き継ぐことに備えたものであり、周辺住民との良好な関係構築及び情報漏洩リスクの解消として着実に成果が表れており、事業を健全な状態で引き継ぐことに資する取り組みであることからプラスの評価をし、総合的に判断して中期目標における所期の目標を上回る成果が得られる見込であると認められるため「A」評価とした。

◆評価
・これら住宅騒音防止対策事業における取り組みは、地域に密着したきめ細かい取り組みの積み重ねを積極的に行っているもの。今後、控えている新運営主体への環境対策事業の承継において当該事業を引き継ぐことに備えたものであり、周辺住民との良好な関係構築及び情報漏洩リスクの解消として着実に成果が表れており、事業を健全な状態で引き継ぐことに資する取り組みであることからプラスの評価をし、総合的に判断して中期目標における所期の目標を上回る成果が得られる見込であると認められるため「A」評価とした。

◆評価
・これら住宅騒音防止対策事業における取り組みは、地域に密着したきめ細かい取り組みの積み重ねを積極的に行っているもの。今後、控えている新運営主体への環境対策事業の承継において当該事業を引き継ぐことに備えたものであり、周辺住民との良好な関係構築及び情報漏洩リスクの解消として着実に成果が表れており、事業を健全な状態で引き継ぐことに資する取り組みであることからプラスの評価をし、総合的に判断して中期目標における所期の目標を上回る成果を得られていると認められるため「A」評価とした。

＜今後の課題＞
・これまでの広報活動に加え、申請手続きのサポートを行う等、住民のニーズに応じた的確な情報提供の充実及び対話を重視したサービス体制の構築についても検討する必要がある。

・滑走路増設に伴う需要を踏まえ、廃止までの限られた期間にできる限り多くの申請に対応するため、効果的な情報発信や更なる事務処理の効率化について、重点的に取り組むことが求められる。

・機構廃止後も、これまでの取組が国・県・市・運営権者・地元関係者間で共有できる仕組みづくりやノウハウの承継も念頭において、業務に取り組むべき検討も必要である。

（外部有識者からの意見）
・事業周知は非常に良い取組。今後も広報・周知活動を実施していく必要があるため引き続き注力していただきたい。

＜事業実施/予算執行状況＞

単位：千円

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	予算	実績	執行率(%)	予算	実績	執行率(%)	予算	実績	執行率(%)	予算	実績	執行率(%)	予算	実績	執行率(%)
防音工事(未実施)	2,978	5,136	172.5	3,179	0	0	5,020	2,779	55.4	5,018	0	0	3,733	0	0
防音工事(既実施)	5,189	222	4.3	3,237	5,401	166.9	3,262	1,775	54.4	3,291	0	0	2,364	0	0
更新工事①	16,538	6,173	37.3	13,232	5,709	43.1	10,696	5,417	50.6	9,639	2,126	22.1	8,662	3,754	43.3
更新工事①(常設)	1,270	274	21.6	1,383	903	65.3	1,216	593	48.8	1,315	621	47.2	1,289	405	31.9
更新工事②	14,361	11,652	81.1	13,732	12,243	89.2	12,533	8,827	70.4	11,930	6,873	57.6	13,416	9,176	68.4
更新工事②(常設)	277	163	58.8	346	754	217.9	362	177	50.3	443	330	74.5	634	239	37.7
更新工事③	740	1,098	148.4	777	496	63.8	882	553	62.7	974	1,078	110.7	951	797	83.8
事務費	11,619	7,823	67.3	11,607	9,554	82.3	11,801	10,158	86.1	12,188	8,289	68.1	12,103	7,791	64.3
合計	52,972	32,541	61.4	47,483	35,059	73.8	45,782	30,279	66.2	44,778	19,317	43.1	43,131	22,162	51.3

これらの取組及び成果を踏まえ、特に、①補助金交付決定事務について、申請書類等の改訂や進捗表の利用等により事務処理の短縮化を進め、令和4年度の事務処理日数は平均26.3日まで短縮化できたこと、②自治体独自追加補助対象世帯の住民負担額補助金交付申請について、機構から自治体への事務処理短縮化の働きかけにより、審査結果通知までの期間を平均約10日に短縮し、空調機の早期設置が可能となったこと、③「住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会」が求める住宅防音の経年劣化調査について、機構は航空局からの協力要請のもと、調査対象家屋を選定のうえ、コロナ禍においても対象家屋の個別訪問による住民への聞き取り調査を確実に実施できたこと、④同調査で個別訪問した際に更新工事等の説明を行った結果、実際に更新工事の申請がなされ、事業の促進にもつながったこと、⑤「住宅騒音防止工事事務処理システム」に登録している申請者の個人情報について、漏洩リスク回避のため、独自の閉鎖型システムに改修したこと、⑥令和3年度初めて実施した新聞折込チラシ配布について、チラシを見た住民等からの問合せがあるなど、一定の成果を得ることができたこと、以上記載の事項については、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。

					<p>化について、重点的に取り組むことが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構廃止後も、これまでの取組が国・県・市・運営権者・地元関係者間で共有できる仕組みづくりやノウハウの承継も念頭において、業務に取り組むべき検討も必要である。 <p>(外部有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係自治体との連携強化の取り組みと処理日数短縮等効率化等からA評価で問題ないが、更なる日数短縮は難しいと思われるものの、連携は引き続き行ってほしい。 ・ 新聞折込チラシは購読者のみに限定されるので、ポスティングサービス等も費用対効果を見ながら検討してほしい。 ・ 国交省の劣化調査等への機構の対応は、検討会の委員としての立場から見てきたので大変であったと察する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理日数の短縮と丁寧な対応のバランスをとりながら引き続き注力してもらいたい。 ・ 福岡市広報誌には3ヶ月に1回のペースで事業案内を掲載している。このため対象住民はどこかのタイミングで必ず見ることができていると思う。 ・ 申請書の記入誤りが多い箇所は、注意事項ではなく、記入例に記載の方が効果的ではないか。また、空気調和機の更新にあたっては現場確認を行うことから、間取り図を記載させる必要はないのではないか。間取り図の省略等、申請手続きの見直しを検討されたい。
--	--	--	--	--	---	---

4. その他参考情報

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響があった事項については、「法人の業務実績」本文中の取組内容冒頭に◎印を付しています。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (3)	移転補償事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされているため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
実績(現年分)									予算額(千円) (うち繰越分(千円))	2,986,697 (165,450)	920,331 (505,923)	114,978	218,498	455,450
土地	—	—	8件 7524.41㎡	4件 1575.75㎡	1件 446.53㎡	2件 618.4㎡	3件 1317.74㎡		実績額(千円) (うち繰越分(千円))	1,702,089 (165,450)	856,399 (505,923)	102,918	195,166	281,938
建物等	—	—	6件	3件	0件	2件	0件		翌年度への繰越額(千円)	264,600	—	—	—	—
実績(繰越分)									決算額(千円)	1,460,766	856,399	102,918	195,165	281,938
土地	—	—	1件 622.82㎡	1件 1288.95㎡	—	—	—		経常費用(千円)	1,117,328	1,484,229	159,113	250,045	334,200
建物等	—	—	1件	—	—	—	—		経常利益(千円)	—	—	—	—	—
照会・相談件数 (うち処理済件数)	—	—	28件 (28件)	29件 (29件)	27件 (27件)	23件 (23件)	42件 (42件)		行政コスト(千円)	1,117,328	1,484,229	159,113	250,045	334,200
測量等の調査開始 から契約までの日 数 原則 270日以内	—	—	100%	100%	100%	100%	100%		職員数(人)	6	6	6	6	6

注) 予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評価	B	評価	B
<p>(3) 移転補償事業 移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域(第二種区域)の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。 今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。 【指標】 ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内(平成 28 年度実績 270 日) 【重要度：高】 空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25 年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。</p>	<p>(3) 移転補償事業 騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取組む。 地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。 また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。 (指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内)</p>	<p><主な指標等> 1. 事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化 2. 事業実施・予算執行状況 3. 広報等の実施及び各種相談への対応 <定量的指標> ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化〕 【中期目標期間における取組】 ○年度計画に基づく土地買入や建物等補償について、機構が実施する土地の買入のための測量等作業の進捗管理及び申請者が実施する建物・工作物の撤去作業に関して、申請者と連絡調整を密に行い、円滑かつ効率的に事業を実施した。 ○申請事案が円滑に進むよう、予め申請者とのスケジュール調整を密に行い作成した個別のスケジュール表を活用するとともに、測量・建物等調査・不動産鑑定について集中的な発注を行い事務処理の効率化に取り組んだ。 【定量的指標】 「申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内」の達成率は 100%であった。 〔2. 事業実施・予算執行状況〕 【中期目標期間における取組】 ○毎年度、移転補償案件を着実に実施するよう計画し、適切に実施している。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B ・機構発注調査等に伴う電話連絡、現場立会や申請者による建物等撤去工事の打合せ等の機会を利用して、申請者と進捗状況の確認、調整を行い、着実に事業を進めたことにより、効果的かつ効率的な事業運営を実現し、空港周辺住民の生活環境の一層の向上を図ることができた。 ・個別のスケジュール表に基づき、契約締結までに必要なスケジュール管理を徹底し、作業を迅速かつ適切に対応したことにより、測量等調査開始から契約締結までの日数は、申請件数の全てにおいて目標日数の 270 日以内に手続きが行われ(最大処理日数 268 日)、事務処理の効率化が図られた。なお、平均処理日数(H30:244.1 日→R4:162.5 日)は着実に減少した。 この取組により、指標である「申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内」については、すべての年度において達成している。 [平均処理日数] 平成 30 年度 244.1 日 令和元年度 181.0 日 令和 2 年度 116.0 日 令和 3 年度 159.0 日 令和 4 年度 162.5 日</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由> 移転補償事業は、生活環境の改善を目的として、区域指定の際に存在した建物や土地について、各種相談への対応や広報等の取り組みを通じて、所有者等からの申請に基づき、効率的に事業を推進していく必要がある。 【指標】申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内 ・個別のスケジュールを作成し、申請者と進捗状況を確認しながら事業を進めた結果、測量等の調査開始から契約締結までの日数 270 日以内を達成。 ・広報活動の一環として、移転補償跡地に「移転補償事業を行った土地である旨記載した」横断幕を設置したところ、現場を見た地権者から相談があり、その結果申請書が提出され、受理するに至った。近隣の住民が事業の実施状況を現場で認識することにより、地権者から相談を受けるきっかけとなった。 ・個別スケジュール表の作成による管理を行い、併せて、各種調査等の施工箇所を取りまとめて、集中的に発注することにより事務の効率化を図っている。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成する見込であると認められることから B 評価とした。</p> <p><今後の課題> ・滑走路増設に伴う需要を踏まえ、廃止までの限られた期間にできる限り多くの申請に対応するため、効果的な情報発信や</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由> 移転補償事業は、生活環境の改善を目的として、区域指定の際に存在した建物や土地について、各種相談への対応や広報等の取り組みを通じて、所有者等からの申請に基づき、効率的に事業を推進していく必要がある。 【指標】申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内 ・個別のスケジュールを作成し、申請者と進捗状況を確認しながら事業を進めた結果、測量等の調査開始から契約締結までの日数 270 日以内を達成。 ・広報活動の一環として、移転補償事業を行った土地である旨記載した横断幕を設置しているが、令和 4 年度は視認性の高い跡地に計 3 箇所設置したところ、前年度から約 1.8 倍(23 件→42 件)の問い合わせがある等、一定の事業周知効果があったことが類推される。 ・申請者の利便性や理解に資するため、申請書類関係の見直しを実施する等、申請受付業務の改善を行った。 ・個別スケジュール表の作成による管理を行い、併せて、各種調査等の施工箇所を取りまとめて、集中的に発注することにより事務の効率化を図っている。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることから B 評定とした。</p> <p><今後の課題> ・滑走路増設に伴う需要を踏まえ、廃止までの限られた期間にできる限り多くの申請に対応するため、効果的な情報発信や</p>		

<事業実施/予算執行状況>

単位：千円

	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度		
	予算	実績	執行率 (%)	予算	実績	執行率 (%)	予算	実績	執行率 (%)	予算	実績	執行率 (%)	予算	実績	執行率 (%)
前年度から繰越	165,450	165,450	100%	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%
現年度	2,315,324	1,295,316	56%	218,438	195,166	89%	455,450	281,938	61.9%	218,498	195,166	89%	455,450	281,938	61.9%
翌年度へ繰越	505,923	505,923	100%	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%
合計	2,986,697	1,966,689	66%	218,438	195,166	89%	455,450	281,938	61.9%	218,498	195,166	89%	455,450	281,938	61.9%

				<p>○申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続きを解説した資料（移転補償の「しおり」）を作成し、毎年見直した。</p> <p>【各年度の主な取組】</p> <p>〈令和2年度〉</p> <p>○移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため、事業により更地となった跡地に「移転補償事業を行った土地である旨」の横断幕を設置した。</p> <p>〈令和3年度〉</p> <p>令和2年度横断幕を設置した空港南側の跡地については、横断幕をより視認性の高い場所への移設を行うことで周辺住民の目に触れる機会を増やした。</p> <p>〈令和4年度〉</p> <p>○移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため設置している横断幕について、更に効果的な周知を行うため、令和3年度に新たに取得した視認性の高い跡地（駅近くで人通りがある幹線道路沿い）に追加設置した。</p>	<p>ったが、相談の結果、申請書の提出を受け、受理するに至った。横断幕の設置は、移転補償事業の実施状況を現場で近隣の住民に認識していただくことで、地権者から相談を受けるきっかけとなった。</p> <p>・第4期中期目標期間末となる令和4年度までに、計3箇所の跡地へ横断幕の設置を行った結果、令和3年度に比べ、約1.8倍の問合せがあり、移転補償事業対象区域の住民に対し、事業認知拡大を図ることができた。</p> <p>なお、令和4年度の問合せのうち、移転補償を継続検討されている方へ、移転補償手続き（制度説明、書類の作成を含む）について、引き続き丁寧な説明を行っている。</p> <p>これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p>更なる事務処理の効率化について重点的に取り組むことが求められる。</p> <p>・機構廃止後も、これまでの取組が国・県・市・運営権者・地元関係者間で共有できる仕組みづくりやノウハウの承継も念頭において、業務に取り組むべき検討も必要である。</p> <p>（外部有識者からの意見）</p> <p>・周知は引き続き活発に行う必要がある。</p>	<p>更なる事務処理の効率化について重点的に取り組むことが求められる。</p> <p>・機構廃止後も、これまでの取組が国・県・市・運営権者・地元関係者間で共有できる仕組みづくりやノウハウの承継も念頭において、業務に取り組むべき検討も必要である。</p> <p>（外部有識者からの意見）</p> <p>・従来からさらに工夫した横断幕の設置は広告効果が大きかったと思う。</p> <p>・各種補償事業はノウハウも必要となるのでマニュアルの作成等も含め事業承継してほしい。</p>
--	--	--	--	--	--	---	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>—</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (4)	緑地造成事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
造成面積	—	—	1,418 m ²	913 m ²	3,099 m ²	1,503 m ²	870 m ²		予算額（千円）	35,657	30,797	62,857	50,422	21,380
									実績額（千円）	19,297	13,700	27,056	25,415	19,201
									決算額（千円）	19,297	13,700	27,056	25,415	19,201
									経常費用（千円）	26,228	20,864	34,094	32,269	26,225
									経常利益（千円）	—	—	—	—	—
									行政コスト（千円）	26,228	20,864	34,094	32,269	26,225
									職員数(人)	1	1	1	1	1

注) 予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																																																																			
			業務実績		自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)																																																																	
								評価	B	評価	B																																																															
<p>(4) 緑地造成事業 緑地造成事業は、騒音区域(第三種区域)において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。</p> <p>今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。</p>	<p>(4) 緑地造成事業 騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。</p>	<p><主な指標等> 1. 事業の実施状況 2. 事業実施・予算執行状況 3. 事務処理の効率化及び的確なスケジュール管理</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 事業の実施状況〕 【中期目標期間における取組】 ○国が買収した移転補償跡地について、国からの委託を受け、地元及び関係機関との調整を行い、各年度計画どおり造成・植栽を着実に実施した。</p> <p>〔2. 事業実施・予算執行状況〕 【中期目標期間における取組】 ○中期目標期間における整備予定面積 7,803 m²について、着実に執行した。なお、各年度の予算執行率は以下のとおりである。</p>	<p><評価と根拠> 評価： B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝緑地帯を整備することで、緑地が持つ、騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。 ・各年度の測量設計・工事の各時点での予算執行状況の確認を行うことで、適切なスケジュールで事業を執行することができた。 ・施工方法や作業工程等について地域住民や関係機関との調整を綿密に行い、地元自治会及び管理者の意見等に配慮することで、円滑かつ着実に事業を実施することができた。 ・緩衝緑地帯に植栽する樹木など、設計上の品質・状態を如何に確保するかを受注者側と共有するとともに進捗管理を徹底したことで、事業を確実に実施することができた。 <p>これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p><評価に至った理由> 設計業務のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び発注者と受注者が作業工程の進捗状況を共有することで、事業を効率的かつ着実に推進した。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成する見込であると認められることからB評価とした。</p> <p><今後の課題> ・機構廃止後も、これまでの取組が国・県・市・運営権者・地元関係者間で共有できる仕組みづくりやノウハウの承継も念頭において、業務に取り組むべき検討も必要である。</p>	<p><評価に至った理由> 設計業務のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び発注者と受注者が作業工程の進捗状況を共有することで、事業を効率的かつ着実に推進した。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることからB評価とした。</p> <p><今後の課題> ・機構廃止後も、これまでの取組が国・県・市・運営権者・地元関係者間で共有できる仕組みづくりやノウハウの承継も念頭において、業務に取り組むべき検討も必要である。</p>																																																																				
			<p><事業実施/予算執行状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">予 算</th> <th colspan="3">実 績</th> <th rowspan="2">予算残額(千円)</th> <th rowspan="2">執行率</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>面積</th> <th>金額(千円)</th> <th>件数</th> <th>面積</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1</td> <td>1,418 m²</td> <td>35,657</td> <td>1</td> <td>1,418 m²</td> <td>19,297</td> <td>16,360</td> <td>54.1%</td> <td>整備面積の執行率100%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1</td> <td>913 m²</td> <td>30,797</td> <td>1</td> <td>913 m²</td> <td>13,700</td> <td>17,097</td> <td>44.5%</td> <td>整備面積の執行率100%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1</td> <td>3,099 m²</td> <td>62,857</td> <td>1</td> <td>3,099 m²</td> <td>27,058</td> <td>35,801</td> <td>43.0%</td> <td>整備面積の執行率100%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2</td> <td>1,503 m²</td> <td>50,422</td> <td>2</td> <td>1,503 m²</td> <td>25,415</td> <td>25,007</td> <td>50.4%</td> <td>整備面積の執行率100%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1</td> <td>870 m²</td> <td>21,380</td> <td>1</td> <td>870 m²</td> <td>19,201</td> <td>2,179</td> <td>89.8%</td> <td>整備面積の執行率100%</td> </tr> </tbody> </table>				区分	予 算			実 績			予算残額(千円)	執行率	備 考	件数	面積	金額(千円)	件数	面積	金額(千円)	平成30年度	1	1,418 m ²	35,657	1	1,418 m ²	19,297	16,360	54.1%	整備面積の執行率100%	令和元年度	1	913 m ²	30,797	1	913 m ²	13,700	17,097	44.5%	整備面積の執行率100%	令和2年度	1	3,099 m ²	62,857	1	3,099 m ²	27,058	35,801	43.0%	整備面積の執行率100%	令和3年度	2	1,503 m ²	50,422	2	1,503 m ²	25,415	25,007	50.4%	整備面積の執行率100%	令和4年度	1	870 m ²	21,380	1	870 m ²	19,201	2,179	89.8%	整備面積の執行率100%		
区分	予 算			実 績				予算残額(千円)	執行率	備 考																																																																
	件数	面積	金額(千円)	件数	面積	金額(千円)																																																																				
平成30年度	1	1,418 m ²	35,657	1	1,418 m ²	19,297	16,360	54.1%	整備面積の執行率100%																																																																	
令和元年度	1	913 m ²	30,797	1	913 m ²	13,700	17,097	44.5%	整備面積の執行率100%																																																																	
令和2年度	1	3,099 m ²	62,857	1	3,099 m ²	27,058	35,801	43.0%	整備面積の執行率100%																																																																	
令和3年度	2	1,503 m ²	50,422	2	1,503 m ²	25,415	25,007	50.4%	整備面積の執行率100%																																																																	
令和4年度	1	870 m ²	21,380	1	870 m ²	19,201	2,179	89.8%	整備面積の執行率100%																																																																	
			<p>〔3. 事務処理の効率化及び的確なスケジュール管理〕 【中期目標期間における取組】 ○地元自治会及び空港事務所(造成後の緑地管理者)との調整を綿密に行い、意見や要望の把握に努めながら、測量設計業務及び緑地造成工事を実施した。 ○測量設計業務及び緑地造成工事に係る進捗管理等のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、スケジュール管理を的確に行った。</p>																																																																							

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ①	業務改善の取組 業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評価	B	評価	B
<p>国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。</p> <p>(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。</p>	<p>国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。</p> <p>(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。</p> <p>イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。</p> <p>ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。</p> <p>ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、</p>	<p><主な指標等> 1. 国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整 2. 外部講師等による研修の実施や外部研修への参加 3. 効率的な知識、情報及び技術の継承実施</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整〕 【中期目標期間における取組】 ○事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出資者である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。 ○業務運営の効率化及び業務の質の向上を図り、各事業については、専門職種の技術力をより有効に活用すべく、課の垣根を越えて専門職種が持つ知見を活かし、工事等における積算業務等に関し相互にアドバイスを行う等、専門職種が機動的に連携を図ることにより、事業を効率的に実施した。 〔2. 外部講師等による研修の実施や外部研修への参加〕 【中期目標期間における取組】 ○職員のスキルアップ及び意識改革を図るため、空港環境対策担当者研修や企業会計研修などの外部研修に積極的に職員を参加させた。 〔外部研修〕 ・平成30年度：14研修 ・令和元年度：20研修 ・令和2年度：23研修 ・令和3年度：20研修 ・令和4年度：26研修 【各年度の主な取組】 〈令和2年度及び令和3年度〉 ◎新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部講師による研修の実施が困難な状況であったため、職員の感染拡大防止の観点から、オンライン研修への参加を基本とし、集合研修への参加については必要最小限とした。 外部機関が開催する研修も、感染リスクを避けるため、集合研修の開催延期や中止、オンライン研修への変更を余儀なくされたものの、オンライン研修への積極的な参加を促した結果、令和2年度総数24名・令和3年度総数31名が研修に参加することができ、また男女共同参画セミナーや女性活躍推進セミナーなど新たな研修に参加するようになった。 〈令和4年度〉 ○新型コロナウイルス感染防止対策への取組が進み、令和4年度はオンライン研修に加え、基本</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・国、福岡県及び福岡市と、適時人事調整を行い、事業運営に必要な人材を確保することができた。 ・積算業務や仕様内容の検討において、専門職種の職員間の連携も図りながら助言を得つつ業務を効率的に進めた。 ・職員のスキルアップ及び意識改善を図るため、内部研修を開催するとともに、外部機関が実施する研修に積極的に職員を参加させる等、組織の一層の活性化を進めた。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、オンライン研修の活用などにより積極的な参加を促して、職員の育成に取り組んだ。 ・機構内イントラネット掲示板に、会議資料や研修資料等のうち利用価値の高い情報の共有を行い、職員のスキルアップへ繋げるなど、業務の質の向上を図るとともに、機構内イントラネットの活用を推進し、必要な情報へのアクセスを容易にすることで業務の効率化を図ることができた。また、各課で作成している最新版の業務フローチャート・リスク管理表等を共有し、業務の利便性を向上させることができた。 これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由> 国、県、市と人材確保のため適時人事調整を行った。また、コロナ禍においても、男女共同参画セミナーや女性活躍推進セミナーなどオンライン研修による新たな研修にも積極的に参加し、職員のスキルアップ及び意識改善に取り組んでいる。 また、イントラネット掲示板の活用により業務の効率化を図っている。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成する見込であると認められることからB評価とした。</p> <p>(外部有識者からの意見) ・オンライン研修だけではなく全員がいつでも受講できるようにeラーニングの活用・充実も検討されたい。</p>	<p>B</p> <p><評価に至った理由> 国、県、市と人材確保のため適時人事調整を行った。また、コロナ禍においても、男女共同参画セミナーや女性活躍推進セミナーなどオンライン研修による新たな研修にも積極的に参加し、職員のスキルアップ及び意識改善に取り組んでいる。 また、イントラネット掲示板の活用により業務の効率化を図っている。 なお、令和4年度はオンライン研修に加え、基本的な感染対策を徹底して、講義形式による研修も実施している。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることからB評価とした。</p> <p>(外部有識者からの意見) ・女性職員が3～4割程度いるのだから、是非とも女性管理職の配置に向けて努力していただきたい。</p>		

	情報及び技術を承継していく。		<p>的な感染対策を徹底して、講義形式による研修も実施した。</p> <p>〔3. 効率的な知識、情報及び技術の継承実施〕 【中期目標期間における取組】</p> <p>○各年度、新たに配属された職員（非常勤職員を含む。）を対象に、新規採用者研修を実施した。 ○機構内イントラネット掲示板を活用し、研修・委員会資料、規程類、業務フローチャート・リスク管理表など、利用価値の高い情報の共有を行った。また、これらの情報を定期的に確認するとともに、逐次内容の更新や改善を行った。</p>			
--	----------------	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響があった事項については、「法人の業務実績」本文中の取組内容冒頭に◎印を付しています。

様式 1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ②	業務改善の取組 事業費の抑制		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業費(予算額)(千円)	前中期目標期間の最終年度比で5%以上に相当する額を削減	2,156,546	3,568,918	1,489,513	715,629	806,488	1,014,734	
上記削減率(%)		—	▲65.5%	30.9%	66.8%	62.7%	52.9%	
達成度		—	—	—	—	—	100%	年度計画で数値を定量化していないため、中期目標期間最終年度において達成度の算出を行う。
事業費(実績額)(千円)		1,776,844	2,228,014	1,349,954	617,188	696,541	733,832	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																																																																										
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)																																																																																																								
					評価	B	評価	B																																																																																																							
<p>②事業費の抑制 事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で5%程度に相当する額を削減すること。</p>	<p>②事業費の抑制 事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で5%以上に相当する額を削減する。</p>	<p><主な指標等> 1. 事業費の削減状況</p>	<p><主要な業務実績> [1. 事業費の削減状況] 【中期目標期間における取組】 ○事業費については、適正な競争入札に向けた取組を行うなど効率的な事業の執行に努めた。 ○当機構の事業は、再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業及び緑地造成事業で構成されており、これらの事業概要は、 ① 再開発整備事業：福岡空港周辺地域において移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業。 ② 住宅騒音防止対策事業：指定区域内の住宅と住民の申請に基づき、騒音障害を軽減するための防音工事、エアコン等空調機器設置等の費用や設置したエアコン等空調機器の故障等に伴う更新費用等を助成する事業。 ③ 移転補償事業：指定区域内の所有者等からの申請に基づき、建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業。 ④ 緑地造成事業：第三種区域内において、移転補償事業により取得した土地を対象に、造成工事や植栽工事等を行い、緑地帯を整備して、その地域の生活環境の改善を図る事業。 となっている。特に、住宅騒音防止対策事業及び移転補償事業については、指定区域内の方々からの申請に基づく事業であり、申請の件数や移転補償の面積により大きく予算が変動するため、事前に正確な予算計画見込を立てることが困難である。また、緑地造成事業については、造成する箇所の面積により事業に必要な予算が決まるため、年度によりバラツキが発生するものである。 ○これまで工事や業務委託等の施工箇所などをとりまとめた合理的な発注、仕様書等の見直しや入札参加要件の緩和による競争性の確保及び事務処理の効率化による経費の節減により、着実に予算の削減を実施してきたところであり、第4期中期計画の最終年度となる令和4年度予算においては、削減の比較対象となる平成29年度予算比で52.9%減となった。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・工事や業務委託等の施工箇所などをとりまとめた合理的な発注、仕様書等の見直しや入札参加要件の緩和による競争性の確保及び事務処理の効率化による経費の節減に取り組んだ結果、平成29年度予算額に比べ、各年度の予算額削減率は次のとおりとなっている。 平成31年度 予算額 65.5% 令和元年度 予算額 ▲30.9% 令和2年度 予算額 ▲66.8% 令和3年度 予算額 ▲62.7% 令和4年度 予算額 ▲52.9% ・中期目標期間の最後の事業年度である令和4年度予算額は1,015百万円となり、平成29年度予算額2,157百万円に比べ ▲52.9%となった。 ・「調達等合理化計画」に基づく適正な契約事務の執行、事務処理の効率化等による経費の削減により、事業費の縮減を図り、中期計画の「前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で5%以上に相当する額を削減する。」の目標を達成した。 これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p>評価</p>	B	<p>評価</p>	B																																																																																																							
					<p><評価に至った理由> 機構の事業は、指定区域内の住民からの申請により変動するため、正確な予算計画を立てることは困難であるものの、施工箇所などをとりまとめた合理的な発注、仕様書等の見直しや入札参加要件の緩和による競争性の確保及び事務処理の効率化による経費の節減により、着実に予算の削減を実施している。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成する見込であると認められることからB評価とした。</p>		<p><評価に至った理由> 機構の事業は、指定区域内の住民からの申請により変動するため、正確な予算計画を立てることは困難であるものの、施工箇所などをとりまとめた合理的な発注、仕様書等の見直しや入札参加要件の緩和による競争性の確保及び事務処理の効率化による経費の節減により、着実に予算の削減を実施している。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることからB評価とした。</p>																																																																																																								
					<p>第4期中期目標期間における事業費の推移 (単位：百万円)</p>																																																																																																										
					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名/年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">平成30年度</th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> </tr> <tr> <th>予算額</th> <th>計画額</th> <th>予算額</th> <th>計画額</th> <th>予算額</th> <th>計画額</th> <th>予算額</th> <th>計画額</th> <th>予算額</th> <th>計画額</th> <th>予算額</th> <th>計画額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>2,157</td> <td>3,569</td> <td>3,569</td> <td>1,852</td> <td>1,490</td> <td>1,936</td> <td>716</td> <td>1,957</td> <td>805</td> <td>2,034</td> <td>1,015</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再開発整備</td> <td>419</td> <td>412</td> <td>412</td> <td>414</td> <td>413</td> <td>390</td> <td>450</td> <td>385</td> <td>488</td> <td>407</td> <td>491</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅騒音</td> <td>58</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>48</td> <td>53</td> <td>46</td> <td>53</td> <td>45</td> <td>53</td> <td>43</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移転補償</td> <td>1,527</td> <td>2,987</td> <td>2,987</td> <td>1,256</td> <td>920</td> <td>1,381</td> <td>115</td> <td>1,460</td> <td>218</td> <td>1,508</td> <td>455</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緑地造成</td> <td>68</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>48</td> <td>31</td> <td>66</td> <td>63</td> <td>62</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務外支出</td> <td>85</td> <td>82</td> <td>82</td> <td>81</td> <td>78</td> <td>45</td> <td>42</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事業名/年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	事業費	2,157	3,569	3,569	1,852	1,490	1,936	716	1,957	805	2,034	1,015		再開発整備	419	412	412	414	413	390	450	385	488	407	491		住宅騒音	58	53	53	53	48	53	46	53	45	53	43		移転補償	1,527	2,987	2,987	1,256	920	1,381	115	1,460	218	1,508	455		緑地造成	68	36	36	48	31	66	63	62	50	60	21		業務外支出	85	82	82	81	78	45	42	6	3	6	3	
事業名/年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度			令和3年度		令和4年度																																																																																																			
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額																																																																																																			
事業費	2,157	3,569	3,569	1,852	1,490	1,936	716	1,957	805	2,034	1,015																																																																																																				
再開発整備	419	412	412	414	413	390	450	385	488	407	491																																																																																																				
住宅騒音	58	53	53	53	48	53	46	53	45	53	43																																																																																																				
移転補償	1,527	2,987	2,987	1,256	920	1,381	115	1,460	218	1,508	455																																																																																																				
緑地造成	68	36	36	48	31	66	63	62	50	60	21																																																																																																				
業務外支出	85	82	82	81	78	45	42	6	3	6	3																																																																																																				
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>対29年度比(増減割合)</th> <th>65.5%</th> <th>65.5%</th> <th>▲14.1%</th> <th>▲30.9%</th> <th>▲10.2%</th> <th>▲66.8%</th> <th>▲9.3%</th> <th>▲62.7%</th> <th>▲5.7%</th> <th>▲52.9%</th> </tr> </thead> </table>				対29年度比(増減割合)	65.5%	65.5%	▲14.1%	▲30.9%	▲10.2%	▲66.8%	▲9.3%	▲62.7%	▲5.7%	▲52.9%																																																																																												
対29年度比(増減割合)	65.5%	65.5%	▲14.1%	▲30.9%	▲10.2%	▲66.8%	▲9.3%	▲62.7%	▲5.7%	▲52.9%																																																																																																					
					<p>(注1) 管理勘定への繰入は含まない。 (注2) 端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。</p>																																																																																																										

4. その他参考情報

—

様式 1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ③	業務改善の取組 一般管理費の抑制		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(予算額)(千円)	前中期目標期間の最終年度比で15%以上に相当する額を削減	81,591	74,123	77,589	75,693	76,149	69,349	
上記削減率(%)		—	9.2%	4.9%	7.2%	6.7%	15.0%	
達成度		—	—	—	—	—	100%	年度計画で数値を定量化していないため、中期目標期間最終年度において達成度の算出を行う。
一般管理費(実績額)(千円)		64,282	64,869	64,663	60,993	57,955	59,687	

注1) 一般管理費は、人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																																			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)																																																																	
					評価	B	評価	B																																																																
<p>③一般管理費の抑制 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で15%程度に相当する額を削減すること。</p>	<p>③一般管理費の抑制 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で15%以上に相当する額を削減する。</p>	<p><主な指標等> 1. 一般管理費の削減状況</p>	<p><主要な業務実績> 【1. 一般管理費の削減状況】 【中期目標期間における取組】 ○平成30年度から令和4年度においては、事務処理の効率化等による事務諸費の削減やパック旅行の推進による旅費の削減のほか、平成30年度に実施した事務室の一部返還による事務所維持費の削減などによって、一般管理費を着実に削減できた。 ○令和4年度の予算額は第3期中期最終年度（平成29年度）比で15.0%減とし、中期計画の「前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で15%以上に相当する額を削減する。」の目標を達成した。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・事務諸費及び旅費の節減に積極的に取り組んだ結果、平成29年度予算額に比べ、各年度の予算額削減率は次のとおりとなっている。 平成30年度 予算額 ▲9.2% 令和元年度 予算額 ▲4.9% 令和2年度 予算額 ▲7.2% 令和3年度 予算額 ▲6.7% 令和4年度 予算額 ▲15.0% ・令和4年度においては、業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減を図ることにより、平成29年度比 ▲15.0%に相当する予算額を削減し、中期計画の「前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で15%以上に相当する額を削減する。」の目標を達成した。 これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p>評価</p>	B	<p><評価に至った理由> 事務諸費の削減やパック旅行商品利用推進により経費削減に努め、中期目標期間を通しての平均削減率は15.0%となる見込みである。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成する見込であると認められることからB評価とした。 (外部有識者からの意見) ・一般管理費を減らしていくことは重要だが、将来に向けて元気に働けるよう、減らすばかりではなく融通が利くよう考えないといけない。 ・福岡空港は滑走路増設事業もあり、関係自治体との関係構築はますます重要。地元の理解も高めていく必要があるのでマンパワーが必要ならしっかり手当をしていくべき。</p>	<p><評価に至った理由> 事務諸費の削減やパック旅行商品利用推進により経費削減に努め、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で15%減を達成した。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることからB評価とした。 (外部有識者からの意見) ・非常に努力されていると感じた。引き続き無理の無い範囲で実施していただければと思う。</p>																																																																
<p>第4期中期目標期間における一般管理費の推移 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名/年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">平成30年度</th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> </tr> <tr> <th>予算額</th> <th>計画額</th> <th>予算額</th> <th>計画額</th> <th>予算額</th> <th>計画額</th> <th>予算額</th> <th>計画額</th> <th>予算額</th> <th>計画額</th> <th>予算額</th> <th>計画額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>82</td> <td>74</td> <td>74</td> <td>77</td> <td>78</td> <td>72</td> <td>76</td> <td>76</td> <td>76</td> <td>69</td> <td>69</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物件費</td> <td>82</td> <td>74</td> <td>74</td> <td>77</td> <td>78</td> <td>72</td> <td>76</td> <td>76</td> <td>76</td> <td>69</td> <td>69</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対29年度比(増減割合)</td> <td>▲9.2%</td> <td>▲9.2%</td> <td>▲6.0%</td> <td>▲4.9%</td> <td>▲11.2%</td> <td>▲7.2%</td> <td>▲6.8%</td> <td>▲6.7%</td> <td>▲15.7%</td> <td>▲15.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 管理勘定への繰入は含まない。 (注2) 端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。</p>									事業名/年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	一般管理費	82	74	74	77	78	72	76	76	76	69	69		物件費	82	74	74	77	78	72	76	76	76	69	69		対29年度比(増減割合)	▲9.2%	▲9.2%	▲6.0%	▲4.9%	▲11.2%	▲7.2%	▲6.8%	▲6.7%	▲15.7%	▲15.0%		
事業名/年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度			令和3年度		令和4年度																																																												
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額																																																												
一般管理費	82	74	74	77	78	72	76	76	76	69	69																																																													
物件費	82	74	74	77	78	72	76	76	76	69	69																																																													
対29年度比(増減割合)	▲9.2%	▲9.2%	▲6.0%	▲4.9%	▲11.2%	▲7.2%	▲6.8%	▲6.7%	▲15.7%	▲15.0%																																																														

4. その他参考情報

-

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ④	業務改善の取組 契約の適正化・調達合理化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評価	B	評価	B
<p>④ 契約の適正化・調達の合理化</p> <p>引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。</p> <p>また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。</p>	<p>④ 契約の適正化・調達の合理化</p> <p>引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。</p> <p>また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。</p> <p>なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>■重点的に取り組む分野</p> <p>1. 施工箇所の取りまとめ</p> <p>2. 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し</p> <p>3. 競争参加増加のための取組</p> <p><入札説明書交付申請者に対するアンケートの実施></p> <p>4. その他</p> <p><書面・押印・対面規制の見直し></p> <p>■調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>1. 随意契約に関する内部統制の確立<該当案件100%点検></p> <p>2. 不祥事の発生の未然防止のための取組<内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催、職員を外部研修へ1回以上参加></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○平成30年度から令和4年度においては、各年度において策定した「調達等合理化計画」による取組を着実に実施した。また、各年度契約監視委員会(外部有識者2名を招請)を開催し、「調達等合理化計画」の取組内容を含めて報告し、点検を受けたところ、特段の意見表示、勧告等はなかった。</p> <p>○契約締結状況は以下「4. その他参考情報」とおりであった。</p> <p>○競争性のない随意契約は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度～令和2年度 2件(事務所共益費(水道・ガス料金)、事務所電気代) 令和3年度～令和4年度 3件(事務所共益費(水道・ガス料金)、事務所電気代、騒音斉合施設付帯設備修繕等)であった。 <p>○一者応札、一者応募のある契約は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度 1件/15件(6.7%) 令和元年度 1件/11件(9.1%) 令和2年度 1件/11件(9.1%) 令和3年度 0件/8件(0.0%) 令和4年度 4件/11件(36.4%) <p>であった。</p> <p>■重点的に取り組む分野</p> <p>[1. 施工箇所等の取りまとめ]</p> <p>○工事や業務委託等については、発注時期を勘案した上で、施工箇所が複数に点在していても関係者に不利益とならない範囲で一括発注したことで合理的な調達実施に取り組んだ。</p> <p>これによって、予定価格を引き上げ、入札関係者にとって、より魅力のある入札案件とすることで競争性を高めた結果、経費の削減等にもつながった。</p> <p>[2. 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し]</p> <p>○一般競争入札については、仕様書に業務内容を可能な限り具体的に記載し、「入札及び契約事項審査会」において事前点検を行うことで、入札案件の競争性、公平性及び透明性を高め、新規事業者の参入促進に取り組んだ。また、既存のルールを遵守しつつ、同業種区分内で複数の等級を対象とする入札参加資格要件(ランク)の緩和を行うとともに、公告期間を十分確保することにより、</p>	<p><評価と根拠></p> <p>全体評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注時期が近く、複数箇所に点在していても施工業者に不利益とならない範囲で、同業種の工事等を一括発注するなど合理的な調達を行った結果、競争性を高め、経費の削減及び業務の効率化を図ることができた。 一般競争入札については、仕様書の記載内容や公告期間の確保に関して、「入札及び契約事項審査会」において事前点検を行うことにより、入札案件の競争性、公平性及び透明性を高めることができた。 既存のルールを遵守しつつ、入札参加資格要件(ランク)の緩和を行うとともに、公告期間を十分確保することにより、競争性を確保することができた。 一般競争入札の入札説明書交付申請者に対して、全件アンケートを実施し、その結果を次回以降の発注案件に活かすことにより、入札参加機会の拡大等について実効性を高めた。 入札説明書等について、これまでの事務室窓口での交付に加え、電子メールでの交付を行うことにより、入札参加意欲を高め、競争性の確保を図った。 入札関係書類の押印省略を認め、ファクシミリや電子メールによる書類提出を可能とすることにより、入札参加意欲を高め、競争性の確保を図った。また、入札参加希望者同士の不必要な接触も軽減されるため、入札談合等の防止の一助にもなっている。 随意契約によることができる事由を会計規程等に明記している外、対象事案が発生した場合には「入札及び契約事項審査会」で調達内容の妥当性及び随意契約を行うことが真にやむを得ない案件であるか、点検、確認を行い、調達に関するガバナンスの徹底を図った。 コンプライアンス委員会を年3回開催し、公務員不祥事の事例研究や内部研修を実施することにより、職員のコンプライアンスに対する理解を深めた。 リスク管理委員会を年3回開催し、業務環境の変化に伴うリスク管理表や業務フローチャートの見直し 	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>計画に基づき着実な取組を行い、契約の適正化推進、業務運営の効率化を図っている。</p> <p>特に、中期目標の主な評価指標として掲げる2つの項目(①重点的に取り組む分野②調達に関するガバナンスの徹底)のそれぞれにおいて、新たな取り組みを行っている。①については取り組みの成果として全ての入札において一者応札がなく競争性が確保できた点、②については既存の取り組みを活用し不祥事防止を図る新たな体制を整えガバナンス強化につなげている点が挙げられる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成する見込であると認められることからB評価とした。</p> <p>(外部有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一者応札がない状況は契約を年間で適切に管理している成果といえる。あわせて入札説明書をメールで配布する取扱い等を開始し競争性が働くことは非常に重要。こういった取り組みを引き続き続けられたい。評価も充分納得できると思う。 一者応札の解消のため色々な努力をされており入札説明書を電子メールで送るのは親切な対応 ホームページの入札関連のページは、新規事業者が発注内容の確認のため過去の入札公告も閲覧したいだろうし、間口を広げる意味でも見やすい対応を検討されたい。 	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>計画に基づき着実な取組を行い、契約の適正化推進、業務運営の効率化を図っている。</p> <p>特に、中期目標の主な評価指標として掲げる2つの項目(①重点的に取り組む分野②調達に関するガバナンスの徹底)のそれぞれにおいて、新たな取り組みを行っている。①については取り組みの成果として、令和3年度において全ての入札において一者応札がなく競争性が確保できた点、②については既存の取り組みを活用し不祥事防止を図る新たな体制を整えガバナンス強化につなげている点が挙げられる。</p> <p>なお、①については令和4年度において一者応札が4件ではあるものの、増加した背景として配置技術者の確保の困難、参加するには必要な情報が不足していた等があることが分かった。これを踏まえ発注時期の前倒しや令和4年度から実施している余裕期間制度を導入する等、入札参加機会の拡大等について実効性を高めたことが認められた。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることからB評価とした。</p>		

			<p>競争性の確保に取り組んだ。</p> <p>〔3. 競争参加増加のための取組〕 ○入札参加機会の拡大等について実効性を高めるため、一般競争入札案件については、全件、入札説明書交付申請者に対してアンケートを依頼した。</p> <p>【アンケートの質問内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札不参加の理由 ・公告期間や参加資格要件に関する意見 <p>【主なアンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札不参加の理由として、人員の確保ができない等事業者都合によるものが多かった。 ・公告期間については、全ての入札案件で、機構の内部規程に定める「10日以上」を確保しており、事業者から「公告期間は十分」という回答であった。 ・競争参加資格（ランク）の緩和について、事業者から特段意見はなかった。 <p>〔4. その他〕</p> <p>①入札手続きにおける書面・押印・対面規制の抜本的な見直し 入札手続きにおける書面・押印・対面規制の抜本的見直しの一環として、関係規程を改正し、令和3年度より入札説明書等について事務室窓口での交付に加え、電子メールでの交付も行うこととした。</p> <p>また、令和4年度からは、入札関係書類の押印省略を認めることによりファクシミリや電子メールによる書類提出を可能とした。 （参考）令和4年度の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書の交付 83件中71件（85.5%）が電子メールによる交付であった。 ・入札参加申請書類の提出 42件中21件（50%）がファクシミリ又は電子メールによる申請であった。 （郵便による申請（10件）を合わせると、全申請のうち73.8%が窓口申請以外で行われた。） <p>②大阪航空局のホームページへのリンクの掲載 入札公告の情報を広く周知するため、当機構の業務委託元である大阪航空局に依頼し、同局のホームページに当機構の入札公告のホームページのリンクを掲載した。</p> <p>③「入札公告お知らせサービス」の導入 当機構の入札への参加を希望する事業者が入札公告の情報を確実に把握できるよう、事前登録した事業者に対し入札公告の情報を電子メールで知らせるサービスを導入した。</p> <p>④余裕期間制度の導入 他の受注業務との工期の重複や作業員を確保できないことによる入札参加の見送りを防止す</p>	<p>を行い、新たな不祥事発生リスクが生じていないか検証し、リスクの低減を図った。</p> <p>これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

				<p>るため、建設工事において余裕期間制度を導入し、柔軟な工期の設定等を通じて作業員を確保できるようにした。</p> <p>⑤営業所専任技術者と現場技術者の兼務 他の受注業務との工期の重複や現場技術者を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省の通達に基づき、特定の要件を満たす場合に限り、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する営業所専任技術者が現場技術者を兼務できるようにした。</p> <p>⑥設計業務における技術者要件の緩和 緑地造成事業に係る測量及び設計業務において、管理技術者及び照査技術者の要件に適合しないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省土木設計共通仕様書に基づき、従来有資格者であった技術者要件を緩和し、同等の能力と経験を有する技術者でも担えるようにした。</p> <p>■調達に関するガバナンスの徹底 〔1. 随意契約に関する内部統制の確立〕 ○入札案件及び少額随意契約を除いた随意契約を案件ごとに「入札及び契約事項審査会」において、調達内容の妥当性や随意契約を行うことが真にやむを得ない案件であるか、点検、確認を行った。</p> <p>〔2. 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組〕 ○理事長を委員長として内部統制を推進する内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組の推進、リスク管理の検討・審議等を行っている。 各委員会は年3回開催し、コンプライアンスに関する不祥事の発生を未然に防止する体制、業務毎に内在するリスク因子を事前に把握・検証する体制を構築している。</p> <p>・コンプライアンスの取組 他の行政機関で発生したコンプライアンス違反事例の自由討論、コンプライアンス研修や自己点検等を実施することにより不祥事発生の未然防止に取り組んだ。</p> <p>・リスク管理の取組 業務環境の変化に伴いリスク管理表や業務フローチャートを見直し、新たな不祥事発生のリスクが生じていないか検証した。</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(70.6%) 12	(88.2%) 107,749	(76.9%) 10	(87.5%) 82,924	(76.9%) 10	(91.3%) 127,081	(66.7%) 8	(91.7%) 176,914	(73.3%) 11	(89.4%) 114,560
企画競争・公募	(17.6%) 3	(5.2%) 6,411	(7.7%) 1	(4.4%) 4,180	(7.7%) 1	(3.4%) 4,675	(8.3%) 1	(2.4%) 4,675	(6.7%) 1	(3.6%) 4,675
競争性のある契約(小計)	(88.2%) 15	(93.4%) 114,160	(84.6%) 11	(91.9%) 87,104	(84.6%) 11	(94.7%) 131,756	(75.0%) 9	(94.2%) 181,589	(80.0%) 12	(93.0%) 119,235
競争性のない随意契約	(11.8%) 2	(6.6%) 8,065	(15.4%) 2	(8.1%) 7,713	(15.4%) 2	(5.3%) 7,371	(25.0%) 3	(5.8%) 11,261	(20.0%) 3	(7.0%) 8,962
合計	(100.0%) 17	(100.0%) 122,225	(100.0%) 13	(100.0%) 94,817	(100.0%) 13	(100.0%) 139,127	(100.0%) 12	(100.0%) 192,850	(100.0%) 15	(100.0%) 128,197

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

様式 1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ⑤	業務改善の取組 給与水準の適正化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)				
						<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table>	評価	B	評価	B
評価	B	評価	B							
<p>⑤給与水準の適正化 給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。</p>	<p>⑤給与水準の適正化 給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。</p>	<p><主な指標等> 1. 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役員給与の適正化の取組 2. 国家公務員の給与に準じた運用</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役員給与の適正化の取組〕 【中期目標期間における取組】 ○従前より、機構の俸給表は国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。 また、各年度における「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正内容を踏まえ、機構の給与水準は国の制度に合わせた見直しを行い、取組状況はホームページに公表している。 なお、当機構の対国家公務員指数は以下のとおりである。 〔対国家公務員指数（ラスパイレス指数）推移〕 平成30年度実績：101.5 令和元年度実績：98.5 令和2年度実績：102.0 令和3年度実績：92.9 令和4年度実績：100.5 〔2. 国家公務員の給与に準じた運用〕 【中期目標期間における取組】 ○「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、職員の期末手当及び勤勉手当支給細則等の改正を実施。 【各年度の主な取組】 ■平成30年度 ①俸給月額 俸給表を平均0.20%引上げ ②ボーナス4.40月分→4.45月分に引上げ ■令和元年度 ①30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について俸給表水準引上げ ②ボーナス4.45月分→4.5月分に引上げ ③住宅手当の支給対象となる家賃の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円） ④住宅手当支給額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円） ■令和2年度 ①ボーナス4.5月分→4.45月分に引下げ ■令和3年度 ①ボーナス4.45月分→4.30月分に引下げ ■令和4年度 ①若年層の俸給月額引上げ ②ボーナス4.30月分→4.40月分に引上げ</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・従前より、機構の俸給表は国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。 また、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、当機構においても国の制度に合わせた見直しを行うなど、着実な実施状況にある。 これらを踏まえ、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p><評価に至った理由> 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、当機構においても国の制度にあわせて見直しを行うなど、着実な実施状況にある。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成する見込であると認められることからB評価とした。</p>	<p><評価に至った理由> 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、当機構においても国の制度にあわせて見直しを行うなど、着実な実施状況にある。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることからB評価とした。</p>				

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (2)	業務のデジタル化及びシステムの最適化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
					評価	B	評価	B
<p>(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化</p> <p>機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。</p> <p>業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進すること。</p>	<p>(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化</p> <p>機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。</p>	<p><主な指標等></p> <p>1. 業務のデジタル化及びシステムの最適化</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 業務のデジタル化及びシステムの最適化]</p> <p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○再開発整備事業について、物件データベースを適宜更新した。</p> <p>○住宅騒音防止対策事業について、住宅騒音防止工事事務処理システムを活用して業務に取り組むとともに、機構ホームページ上から電子版の申請書がダウンロードできるようにするなど改善に取り組んでいる。</p> <p>【各年度の主な取組】</p> <p><令和2年度></p> <p>◎政府の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための在宅勤務等の円滑化に資する申請手続き等の見直し」の一環として、法人手続きにおける書面規制・押印・対面規制について見直しを行い、15の規程を改正した。</p> <p>◎新型コロナウイルス感染防止の取組みとして、在宅勤務(テレワーク)の活用が要請されたことから、テレワーク導入のため、既存のシステム環境を活かしたリモートデスクトップ方式によるICT環境を整備した。(働き方改革の一環としてワーク・ライフ・バランスの向上にも活用)</p> <p>○機構ネットワークシステム(社内LAN)の老朽化により、有線LANを無線LANに切り替えた。</p> <p>○「住宅騒音防止工事事務処理システム」は、申請者情報や工事情報を共有することで、更新工事に係る情報を一元化し、確認作業等の事務処理効率化のため利用している。当該システムは、機構ネットワークシステム(社内LAN)に接続しており、申請者の個人情報漏洩するリスクを抱えていたため、これを分離した独自の閉鎖システムに改修を行った。</p> <p>○非常勤職員の採用において、「ハローワークインターネットサービス」上に「求人マイページ」を開設したことにより、ハローワークに出向くことなく、求人情報や事業者情報の提供が可能になったほか、紹介状の確認や選考結果(採用・不採用)の連絡がサービス上で行うことができるようになった。また、商業登記電子証明書の取得により、「e-TAX(国税電子申請・納税システム)」、「社会保険・労働保険関係手続(e-Gov電子申請手続)」等のオンライン申請が可能とした。</p> <p><令和3年度></p> <p>○ICTを活用した会議開催により、コロナ禍においても円滑な会議運営を行えるように機能の品</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>・再開発整備事業の物件データベースを適宜更新するとともに、各職種間(事務職、土木職、建築職等)において当該情報の共有化を図ることで、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。</p> <p>・住宅騒音防止対策事業について、住宅騒音防止工事事務処理システムの活用によって、住民からの問合せや相談への迅速な対応に努めるとともに、ホームページの改善により紙媒体での業務処理の合理化を進め、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上に努めている。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策の一環として、法人手続きにおける書面規制・押印・対面規制の見直し、WEB会議や在宅勤務(テレワーク)の導入を実施することで、業務運営の効率化を図ることができた。また、機構ネットワークシステムの無線化により、ペーパーレス会議が可能となり経費の節減を図ることができた。</p> <p>・「住宅騒音防止工事処理システム」について、個人情報漏洩のリスク回避のため、機構ネットワークシステム(社内LAN)から切り離し、これにより、外部からの接続が遮断され、情報漏洩のリスク回避につながった。</p> <p>・e-TAX等のネットサービスを活用することで、申請窓口までの移動時間や待ち時間がなくなるなど業務の効率化を図ることができた。</p> <p>・ICTを活用した会議開催により、コロナ禍においても円滑な会議運営を行えるよう、クラウドベースのグループウェア(サイボウズ)、無線LAN(WiFi)、テレワーク環境(リモートデスクトップ)等の各種ICT環境について、さらなる機能の品質向上に取り組んできた。</p> <p>・PMOの設置等の体制整備については、各課で管理しているシステムの契約・更新状況、保守業務に関する内容及びシステム関連の課題等を一元的に把握し、システム改修の機会を捉え、システムの最適化を行う体制とすることができた。</p> <p>これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>・新しい働き方への移行を見据え、働き方の選択肢として在宅勤務の制度化について就業規則の改正を行った。その際、職員の勤怠管理や情報セキュリティについてリスク管理委員会等で検証し、リスクを排除したうえでテレワーク環境を整備し、業務が継続できる体制を構築している。住民への対応に支障がないよう業務を継続しながら職場環境の改善ならびに職員の安心安全を守る努力をしている。</p> <p>・また、押印廃止など書面・対面規制の見直しにも取り組んでいる。</p> <p>・さらに、有線LANから無線LANへ切り替えることにより、ペーパーレス会議を活用するなど業務の効率化にも繋がっている。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成することからB評価とした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>・新しい働き方への移行を見据え、働き方の選択肢として在宅勤務の制度化について就業規則の改正を行った。その際、職員の勤怠管理や情報セキュリティについてリスク管理委員会等で検証し、リスクを排除したうえでテレワーク環境を整備し、業務が継続できる体制を構築している。住民への対応に支障がないよう業務を継続しながら職場環境の改善ならびに職員の安心安全を守る努力をしている。</p> <p>・また、押印廃止など書面・対面規制の見直しにも取り組んでいる。</p> <p>・さらに、有線LANから無線LANへ切り替えることにより、ペーパーレス会議を活用するなど業務の効率化にも繋がっている。</p> <p>・加えて、デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、PMOの設置等のシステム最適化を行う体制整備が図られた。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることからB評価とした。</p>		

			<p>質向上をさせた。</p> <p>○グループウェア及び IT 資産管理システムを活用した勤怠管理強化、通信端末の更新やソフトウェアのバージョンアップなど機構ネットワークシステムの最適化を行った。</p> <p>〈令和 4 年度〉</p> <p>○機構の情報システムの整備及び利用に関する取扱要領を改訂し、PMO の設置等の体制整備を図り、①情報システム所管課（PJMO）情報、②システム概要、③システム構成概要等、④システム規模等、⑤ユーザ・使用状況、⑥予算・執行などの棚卸し調査を実施した。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響があった事項については、「法人の業務実績」本文中の取組内容冒頭に◎印を付しています。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (1)	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
					評価	B	評価	B
<p>中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。</p>	<p>本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。</p>	<p><主な指標等> 1. 予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 予算執行状況、2. 収支計画実施状況、3. 資金計画実施状況〕 【中期目標期間における取組】 ○予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図った。 ○収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行を行った。 ○資金計画については、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、適切な執行管理を行った。 ○資金管理については、毎月の預金残高を突合するとともに、会計監査人及び監事監査の監査を受けることとしており、適切な管理に取り組んだ。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・毎年度、適切に予算、収支計画及び資金計画を策定し、経費の抑制に努め、効率的に適正な執行を図りつつ、自己収入の確保に努めることができた。 また、資金の適切な管理を行う等、着実な実施状況にある。 これらを踏まえ、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p><評価に至った理由> 予算の効率的な執行、各年度における計画を超える総利益、資金の効率的な運用管理のうえ、会計監査人及び幹事監査による監査を受け適切な財務体質を維持している。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成する見込であると認められることからB評価とした。</p>	<p><評価に至った理由> 予算の効率的な執行、各年度における計画を超える総利益、資金の効率的な運用管理のうえ、会計監査人及び幹事監査による監査を受け適切な財務体質を維持している。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることからB評価とした。</p>		

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (2)	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
—	資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評定と根拠> 評定：— 該当なし。	評定	—	評定	—

4. その他参考情報
—

様式 1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (3)	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
—	該当なし。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評価と根拠> 評価：— 該当なし。	評価	—	評価	—

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (4)	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
—	該当なし。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評定と根拠> 評定：— 該当なし。	評定	—	評定	—

4. その他参考情報	
—	

様式 1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (5)	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
—	固有事業（再開発整備事業）に充てる。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> ○平成 30 年度から令和 4 年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第 44 条第 1 項に基づき積立金として整理した。	<評価と根拠> 評価：— ・剰余金の使途については、適正に整理した。	評価	—	評価	—

4. その他参考情報
—

様式 1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (1)	適切な内部統制の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評価	B	評価	B
<p>(1) 適切な内部統制の実施</p> <p>内部統制については、これまで同様充実・強化を図ること。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックすること。</p> <p>指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を行うこと。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行うこと。</p>	<p>(1) 適切な内部統制の実施</p> <p>内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図ること。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCAサイクルを実行していく。</p> <p>指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を行うこと。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行うこと。</p>	<p><主な指標等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 内部統制委員会の開催 2. コンプライアンス委員会の開催 3. リスク管理委員会の開催 4. 業務実績や課題の整理、業務改善(内部評価委員会の開催状況) 5. 職員研修の実施 6. 機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有 7. 内部監査の実施 8. 監事監査、会計監査人による監査の実施 	<p><主要な業務実績></p> <p>◎令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令・延長されるなど、そのリスクが長期化しており、今後の業務運営への影響や、その終息時期も不透明な状況であった。機構では、新型コロナウイルス感染拡大のリスクに対応するため、周辺住民、関係先、職員及び家族の感染拡大防止を最優先事項とし、国・自治体が要請する感染防止対策を徹底して行い、新型コロナウイルスの影響の極小化を図ってきた。</p> <p>〔1. 内部統制委員会の開催〕</p> <p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○理事長を委員長とする内部統制委員会を年3回開催し、内部統制の推進に関する取組について審議、決定した。</p> <p>(審議、報告事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月：当該年度の取組方針(1. 内部統制に関する研修会の開催、2. コンプライアンスについて、3. リスク管理について、4. 内部監査の実施、5. 情報セキュリティ対策)について審議し、決定 ・10月：当該年度の取組状況について中間報告 ・3月：当該年度の取組結果 <p>〔2. コンプライアンス委員会の開催〕</p> <p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を年3回開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組について審議、決定した。</p> <p>(審議、報告事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月：内部統制委員会の方針を踏まえ、当該年度の取組方針決定 ・10月：上半期の取組状況 ・3月：下半期の取組状況及び当該年度の取組の総括 <p>〔主な活動〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象にチェックシートによるコンプライアンス理解度チェックを実施した。 ・コンプライアンス違反事例を議題とした職員間での自由討論を実施した。 ・コンプライアンス研修を全役員に実施した。 <p>【各年度の主な取組】</p> <p><令和2年度></p> <p>○新たな取組として、公務員のコンプライアンス違反事例を全職員に周知することで、違反防止へ</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大のリスクに対応するため、理事会をはじめ内部統制委員会やリスク管理委員会において、感染防止対策の徹底、顕在化したリスクへの対応など協議を行い、新型コロナウイルスの影響の極小化する取組を行ったことにより、事業運営の停滞などは発生しなかった。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、オンライン研修の活用などにより、内部統制に必要な教育を行うことで、更なる浸透を図ることができた。 ・内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会を開催し、内部統制の充実・強化を図った。 ・全職員を対象にチェックシートによるコンプライアンス理解度チェックを実施し、知識への刷り込みを図るとともに、コンプライアンス研修を全役員に実施し、意識啓発に努めた。 ・令和2年度から新たに始めたコンプライアンス違反事例を議題とした職員間での自由討論は活発な意見交換が行われ、意識啓発の機会とすることができた。 ・令和3年度から新たに始めたストレスチェックは、職員の心理的な負担の程度を把握することで、職員自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善につながるよう図った。 ・コンプライアンス研修では、公務員倫理や発注事務の綱紀保持の説明を改めて行い、研修終了後にセルフチェックシートにより自己学習をさせ、意識啓発を図る機会とすることができた。 ・コンプライアンス違反事例の共有によりは、意識の向上および注意喚起を図ることができた。 ・リスク管理表及び業務フローチャートの見直しについては、定期的に点検し、リスク項目や具体的な対策について見直すとともに、随時、新たに発見したリスク(例えば、新型コロナウイルス感染防止対策として、リスク管理表の見直しや、在宅勤務におけるリスク管理など)に対する検討を行い、リスクの低減を図ることができた。 ・クレーム対応研修では、機構職員の苦情対応能力の向上を図ることができた。 ・安全運転研修は、業務上及びプライベートでの自動車の運転について安全意識の向上を図った。 	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行うPDCAサイクルを実行するとともに、全職員が個々の業務プロセスの可視化や潜在的リスクの把握を日常業務の中で継続的に努め、内部統制の充実及び強化を図っている。</p> <p>上記取組に努めてきた結果、各業務のPDCAサイクルが改善され、潜在的リスクに係る具体的な対応策を完成させるなど、規程やマニュアルなどの整備等を行っている。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成する見込であると認められることからB評価とした。</p> <p>(外部有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス等組織体制も色々取り組んでいる。ダイバーシティ的な風通しのよい組織形態に向けて、他法人と違う工夫があっても良い。理事会に職員が同席する取り組みは悪くない。様々な声が伝わるような仕組みになるよう風通しの良い環境で業務に取り組んでほしい。 ・公益通報者保護法の改正が行われているため、ハラスメントに限らず、内部通報窓口の充実が法人の課題となるので念頭において進められたい。 	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行うPDCAサイクルを実行するとともに、全職員が個々の業務プロセスの可視化や潜在的リスクの把握を日常業務の中で継続的に努め、内部統制の充実及び強化を図っている。</p> <p>上記取組に努めてきた結果、各業務のPDCAサイクルが改善され、潜在的リスクに係る具体的な対応策を完成させるなど、規程やマニュアルなどの整備等を行っている。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることからB評価とした。</p> <p>(外部有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの見直しや洗い出しといったことは重要であることから、引き続き取組を継続してほしい。 ・各委員会が開催されて、特段問題が発生していないということだが、報告を省略するような細かい手続き違反が発生する可能性もあるので、注視してほしい。 ・今後の騒音対策区域見直しや福岡空港運営会社への承継に向けて苦情対応マニュアルが必要と感じる。少しでもストレスの軽減が図られるように、マニュアルは必要。加えて、上司の対応も重要だと思う。 ・区域見直しによる苦情件数増加は事前に予想できることから、早め早めに対応してほしい。 		

			<p>の意識付けを図った。</p> <p>〈令和3年度〉 ○令和2年度に実施したコンプライアンス違反事例を議題とした職員間での自由討論において、メンタルの問題が不祥事に結びつきやすいとの意見が見受けられた。また、「労働安全衛生法」において、平成26年6月より年1回のストレスチェックの実施が義務化（従業員50人未満の事業場は当分の間努力義務とされており、当機構は努力義務にあたる）されたことから、新たにストレスチェックを実施した。</p> <p>〈令和4年度〉 ○コンプライアンス理解度チェックについて、新たに発注者綱紀保持の項目を追加し、意識啓発に取り組んだ。</p> <p>〔3. リスク管理委員会の開催〕 【中期目標期間における取組】 ○審議役を委員長とするリスク管理委員会を年3回開催し、機構のリスク管理のための取組について審議、決定した。 （審議、報告事項等） ・5月：内部統制委員会の方針を踏まえ、当該年度の取組方針決定 ・10月：上半期の取組状況 ・3月：下半期の取組状況及び当該年度の取組の総括</p> <p>〔主な活動〕 ・安全運転研修を実施し、業務上及びプライベートでの自動車の運転について安全意識の向上を図った。 ・クレーム対応研修を実施し、職員の苦情対応能力の向上を図った。 ・定期的にリスク管理表及び業務フローチャートを点検確認し、リスク項目や具体的な対策について見直した。</p> <p>【各年度の主な取組】 〈令和2年度〉 ○新型コロナウイルス感染防止対策として、リスク管理委員会においてもリスク管理表の見直しや、在宅勤務におけるリスク管理などについて検討を行った。</p> <p>〈令和3年度〉 ○ハラスメントに対し内部相談窓口への相談をためらう者もいるため、全職員に対し匿名で相談・通報できる外部相談窓口の案内を行った。 ○災害等対応マニュアルについて「災害等対応（情報伝達）訓練」の結果等を踏まえ、現行のマニュアルを廃止し、新たなマニュアルを策定するとともに、個別のマニュアルとして「危機管理対応マニュアル（地震編）」を策定した。</p> <p>〈令和4年度〉 ○審議役による職員（非常勤職員を含む。）に対する</p>	<p>・災害等対応マニュアルについて「災害等対応（情報伝達）訓練」の結果、このマニュアルでは対象とする危機の範囲や対策本部の設置要件が明確になっていないこと等を踏まえ、現行のマニュアルを廃止し、新たなマニュアルを策定するとともに、個別のマニュアルとして「危機管理対応マニュアル（地震編）」を策定し、危機が発生した場合に迅速な対処が可能となるよう取り組んだ。</p> <p>・ダイレクトークでは、職員との交流の場を設けることで、風通しのいい職場環境づくり、組織の抱える潜在的なリスクの把握に努めることができた。</p> <p>・内部評価委員会においては、機構の中期計画・年度計画の実施状況及びその他の業務改善状況等について評価を行い、PDCAサイクルによる適切な業務管理を行った。</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部機関が開催する研修は集合研修の開催延期や中止を余儀なくされたものの、オンライン研修への積極的な参加を募り、様々な外部研修へ参加させて、職員のスキルアップ及び意識改善を図ることができた。</p> <p>・理事会以外に毎月役員懇談会を開催し、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図っている。更に、各課長から課内ミーティング等において情報共有することで、業務運営方針が明確に末端の職員にまで伝わり、理事長のリーダーシップが発揮された。</p> <p>・内部監査の実施にあたり、監事と連携することで、効率的かつ効果的に進めることができた。 ・令和2年度の監査項目の選定にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大が既存業務に与える影響を考慮し、『「新しい生活様式」を踏まえた既存業務の見直し』を重点的項目として取り組んだ。</p> <p>・監事監査の結果、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させることができた。 ・会計監査人の監査結果では、財政状態等の状況は適正なものと認められた。</p> <p>これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p>・昨今、ハラスメントが企業内で重大な案件となっていることから、現状、それが発生していないことは良いことである。</p>
--	--	--	---	--	--

			<p>るダイレクトトークを実施した。</p> <p>〔4. 業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況）〕 【中期目標期間における取組】 ○6月に第1回内部評価委員会を開催し、前年度の事業実績に対する内部評価を行った。 ○11月に第2回内部評価委員会を開催し、上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。</p> <p>〔5. 職員研修の実施〕 【中期目標期間における取組】 ○職員のスキルアップ及び意識改革を図るため、ハラスメント、人権、ワーク・ライフ・バランス研修等の内部研修を実施するとともに、外部研修にも積極的に職員を参加させた。 〔研修実績〕 ・平成30年度：5研修 ・令和元年度：3研修 ・令和2年度：9研修 ・令和3年度：10研修 ・令和4年度：7研修 【各年度の主な取組】 〈令和2年度〉 ◎新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部機関が開催する研修は、感染リスクを避けるため、集合研修の開催延期や中止、オンライン研修への変更を余儀なくされた。そのため、職員の感染拡大防止の観点から、オンライン研修への参加を基本とし、集合研修への参加については必要最小限とした。また、新型コロナウイルス感染拡大に対応するため、新たにテレワークに関する研修を積極的に受講した。 〈令和4年度〉 ○新型コロナウイルス感染防止対策への取組が進み、オンライン研修に加え、基本的な感染対策を徹底して、講義形式による研修も実施した。</p> <p>〔6. 機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有〕 【中期目標期間における取組】 ○業務運営の方針等、重要事項の決定については、理事会において審議を行い、職員もオブザーバーとして参加した。また、毎月開催する役員懇談会（役員、審議役、各課長で構成）では、事業の進捗状況や懸案事項の報告、役員との意見交換等を行い、その場で理事長から指示や方針が示され、各課長は課内ミーティング等により、これらを課内へ周知した。</p> <p>〔7. 内部監査の実施〕 【中期目標期間における取組】</p>		
--	--	--	---	--	--

			<p>○内部監査（業務監査・会計監査）の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成し、点検事項等についても個別具体的に検討を行い、年度内に完結させた。</p> <p>○監査実施にあたっては、事前に内部監査員と監事がディスカッションを行い、内部監査と監事監査の連携について確認し、これらを踏まえ監査を実施した。</p> <p>〔8. 監事監査、会計監査人による監査の実施〕 【中期目標期間における取組】</p> <p>○監事による決算等監事監査を毎年6月に受けた。監査においては通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査が行われた。</p> <p>○会計監査人による期末監査を毎年5～6月に、期中監査を毎年11～12月及び3月に受けた。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響があった事項については、「法人の業務実績」本文中の取組内容冒頭に◎印を付しています。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (2)	情報セキュリティ対応等の取組の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評価	B	評価	B
<p>(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進 情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行うこと。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行うこと。</p>	<p>(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進 情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行うこと。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行うこと。</p>	<p><主な指標等> 1. 機構における情報セキュリティ対策に関する取り組み</p>	<p><主要な業務実績> [1. 機構における情報セキュリティ対策に関する取り組み] 【中期目標期間における取組】 ○理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を開催し、当機構の情報セキュリティ対策にかかる活動方針を決定し、これに基づいた取組を実施した。 ・平成30年度：3回 ・令和元年度：3回 ・令和2年度：6回 ・令和3年度：3回 ・令和4年度：4回 ○情報セキュリティインシデント対処手順及び特に重要な情報セキュリティ・サイバーセキュリティに関する情報を新規採用研修のほか、長期休暇前などに随時周知することで、職員への普及啓発及び注意喚起を行った。 ○情報セキュリティポリシーに基づき、「情報セキュリティに関する自己点検」を実施した。 【各年度の主な取組】 <平成30年度> ○全役職員を対象に「標的型攻撃メール対策訓練」を行い、訓練実施後に研修アンケートを実施した。 ○ファイルサーバ上の電子データについて、平成29年度内部監査での指摘を踏まえ、過去のデータを含めすべてのファイル・フォルダを全職員が一斉に整理を行った。 <令和元年度> ○職員への情報セキュリティ対策に関する啓発活動として、「機構情報セキュリティマニュアル」の配布及びイントラネット掲示板への掲載を行った。 <令和2年度> ○在宅勤務（テレワーク）導入のためのICT環境づくりやセキュリティ対策などを行った。 ○「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」を満たすため、「独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー」の全面見直しを行った。 ○情報セキュリティ管理体制強化対策として、IT資産管理システムを導入した。 <令和3年度> ○情報システムにおいて、セキュリティ水準維持の手順策定及び自己点検を実施した。また、機構ネットワークシステムについて、インシデントへの事前対処として、新たなUTM(Unified Threat Management)機器を導入した。 <令和4年度> ○「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」が改正されたこと及びメール誤送信防止の措置（メール送信時にCCやBCCに上司・同僚を含めること）を講じるため、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー及び関係</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティ対策の研修、訓練や自己点検などの活動内容を決めるとともに、情報セキュリティポリシーの見直しを行い、情報セキュリティ対策の強化を図った。 ・自己点検では情報セキュリティに対する理解度を確認し、理解の不足する点は指導を行うとともに、翌年度の研修内容に盛り込み知識の定着を図った。 ・標的型メール攻撃訓練は、職員一人ひとりの「免疫力」をつけるとともに、訓練実施後に「このメールを不審と思う点」及び「不審メール受信時の対応」を教育することにより、より理解が深められた。 ・情報セキュリティポリシー及び関係規程の改訂については、概要版も更新して情報の共有を図り、職員の理解を深めるように努めた。 ・IT資産管理システム及びUTM機器の導入により、ハードウェア、ソフトウェア及び周辺機器等のIT関連資産の管理・監視するとともに、集中的なネットワーク管理である総合脅威管理を行い、セキュリティ対策を強化することができた。 ・情報インシデント訓練は、サイバー攻撃に対する組織の対応力強化や社員の意識向上を図るとともに、訓練後のレビューにおいて課題検討を行いサイバーセキュリティ対策の強化向上に寄与することができた。 ・情報セキュリティ研修において全役職員に対し情報セキュリティ対策の重要性を教育することができた。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部が主催する研修が開催されなかったが、オンライン研修の活用などにより、情報セキュリティ対策に必要な教育は十分に行うことができた。 ・CSIRT研修及び実践的サイバー防御演習(CYDER)に参加することにより、サイバー攻撃に対する備えを行い、情報セキュリティインシデントに対する対応強化を図った。 ・「情報の格付け及び取扱制限」は、職員の認識不足が見受けられたため、あらためて特化した説明会及び新規採用者研修に含めて実施することにより、機密性情報などの取扱について、職員の意識高めることができた。 ・情報セキュリティ監査では、監査員に対する研修を実施し必要な知識を付与するとともに、監査計画を策定、内部監査の実施、改善結果報告が年度内に完結するようにPDCAサイクルの運用の向上を図った。 ・令和元年度のNISCの監査の主な指摘事項については、以下の改修作業を行い、情報セキュリティ対策の改善を図った。 ✓「住宅騒音防止工事事務処理システム」について、機構ネットワーク（社内LAN）から分離し独自の閉鎖したネットワーク構成に改修し、保有する個人情報</p>	<p>評価</p>	B	<p>評価</p>	B
					<p><評価に至った理由> 機構の情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ対策として、情報セキュリティ研修及び情報セキュリティ自己点検を実施した。また、情報セキュリティマニュアルの配布や標的型攻撃メール対策訓練の実施等により、情報セキュリティに対する意識改善を図っている。 さらに、「住宅騒音防止工事処理システム」を独自の閉鎖したシステムに改修し運用を開始し、ウェブと物理的に遮断することで個人情報漏洩するリスクを排除している。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成する見込であると認められることからB評価とした。</p>	<p><評価に至った理由> 機構の情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ対策として、情報セキュリティ研修及び情報セキュリティ自己点検を実施した。また、情報セキュリティマニュアルの配布や標的型攻撃メール対策訓練の実施等により、情報セキュリティに対する意識改善を図っている。 さらに、「住宅騒音防止工事処理システム」を独自の閉鎖したシステムに改修し運用を開始し、ウェブと物理的に遮断することで個人情報漏洩するリスクを排除している。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることからB評価とした。</p>		
					<p>(外部有識者からの意見) ・情報を外部に提供するような場面を見据えた情報管理を適切に進められたい。 ・標的型攻撃メールは内容が巧妙化しており、単なる知識と実際の訓練では職員の捉え方が異なるので訓練は必要である。 ・誤送信は、問題が大きくなる可能性があるためシンプルな間違いをしない仕組みづくりが大切であり、外部とのメールにはccで他の職員を入れる複数化を検討してはどうか。</p>	<p>(外部有識者からの意見) ・適切に取り組んでいると感じた。近年様々なサイバー攻撃が発生しており、組織全体の業務が停止したという報道もあったところ。引き続きしっかりと対策を講じてもらいたい。 ・情報セキュリティインシデントの抜き打ち訓練は非常に難しかった訓練と思料するが、いざ事案が発生するとパニックになってしまうことから、今回このような訓練を実施したことは非常に良い取組だったと思う。</p>		

		<p>規程の改訂を行った。</p> <p>○全役職員（非常勤職員を含む。）及び業務用アドレスに対し、標的型メール攻撃訓練を実施した。</p> <p>○業務従事者が使用するPCが不審なメールの添付ファイルを開いてしまい、ウイルス感染する状況を模擬して情報セキュリティインシデント訓練を抜き打ちで実施した。</p> <p>○ホームページシステムについて、サーバの更新を機会にWAF（Web Application Firewall）機能、マネージドサービス機能（ネットワーク監視・復旧、バックアップ、セキュリティアップデート等）の技術的なセキュリティ対策を追加した。</p> <p><研修></p> <p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○機構情報セキュリティポリシーに基づき、全役職員（非常勤職員を含む。）に対し、情報セキュリティ対策に関する知識の付与及び意識向上を目的として毎年「情報セキュリティ研修」を実施した。</p> <p>【各年度の主な取組】</p> <p><令和元年度></p> <p>○令和元年度から、NISC（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）が開催するCSIRT（Computer Security Incident Response Team）研修の他にNICT（国立研究開発法人情報通信研究機構）の開催する実践的サイバー防御演習（CYDER）を新たに受講した。</p> <p><令和3年度></p> <p>○初めて「情報の格付け及び取扱制限」に特化した説明会を実施した。</p> <p><令和4年度></p> <p>○情報セキュリティアドバイザーによる集合研修にするとともに、感染防止の観点から密を避けるためオンライン研修を併用して、全役職員（非常勤職員を含む。）に対し実施した。なお、当日、受講できない職員に対しては録画した動画を視聴させた。</p> <p>○新規採用研修時、特に職員の認識が薄い「情報の格付け及び取扱制限」について教育を行った。</p> <p><監査></p> <p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○各年度、情報セキュリティ監査実施計画に基づく内部監査（監査項目点検表に基づく自己点検、保護管理者へのヒアリング）を実施した。</p> <p>○情報セキュリティ内部監査実施者に対し、内部監査実施者向けの研修に積極的に参加させた。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部が主催する研修が開催されなかったため、NISCが主催するオンライン研修へ参加や情報セキュリティアドバイザーによる研修を受講したうえで監査を実施した。</p> <p>○個人情報の保護に関して、適切な管理への取組を図るため、チェックシートを活用した自己点検及び個人情報の管理状況に係る監査を実施した。</p> <p>【各年度の主な取組】</p> <p><令和元年度></p> <p>○令和元年から令和2年にかけてIPA（独立行政法人情報処理推進機構）が実施する独立行政法人監査（マネジメント監査・ペネトレーションテスト）を受検し、フォローアップに取り組んだ。</p> <p><令和4年度></p>	<p>報保護対策を強化した。</p> <p>✓「情報システムの台帳整備」について、IT資産管理システムを導入活用し、機構ネットワークシステムにかかるシステム台帳を整備した。</p> <p>これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>		
--	--	---	--	--	--

				○IPA が実施する独立行政法人監査(マネジメント監査・ペネトレーションテスト)を受検し、監査結果の通知のあったペネトレーションテストについて改善計画を立てフォローアップに取り組んでいる。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
—							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (3) ①	空港と周辺地域の共生と連携の強化 国及び関係自治体との連携		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評価	B	評価	B
<p>(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。 ①国及び関係自治体との連携 空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。</p>	<p>(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。 ①国及び関係自治体との連携 機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。</p>	<p><主な指標等> 1. 連絡協議会等の開催状況 2. 連絡協議会以外の会議</p>	<p><主要な業務実績> [1. 連絡協議会等の開催状況] 【中期目標期間における取組】 ○空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を年2回開催した。 （構成メンバー：大阪航空局、福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構） ◎令和2年度、令和3年度及び令和4年度1回目においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、書面開催で情報共有を行った。 【各年度の主な取組】 <平成30年度> ○1回目（H30.8.31）の議題 (1)平成29事業年度事業実績 (2)平成30事業年度事業予算実施状況 (3)平成31事業年度予算概算要求 (4)その他（第3期中期目標期間業務実績報告書、事業概要パンフレットの紹介等） ○2回目（H31.3.27）の議題 (1)平成30事業年度事業実施状況 (2)平成31年度計画 (3)平成31事業年度予算実施計画(案) (4)その他 <令和元年度> ○1回目（R1.8.30）の議題 (1)平成30年度事業実績 (2)令和元年度事業実施状況 (3)令和2年度予算概算要求 (4)その他（平成30年度業務実績報告、事業概要パンフレットの紹介等） ○2回目（R2.3.27:書面開催）の議題 ①令和元年度事業実施状況 ②令和2年度計画 ③令和2年度予算実施計画（案） <令和2年度> ○1回目（R2.8.31:書面開催）の議題 (1)令和元年度事業実績 (2)令和2年度事業実施状況 (3)令和3年度予算概算要求 (4)その他（令和元年度業務実績報告、事業概要パンフレットの紹介等） ○2回目（R3.3.26:書面開催）の議題 (1)令和2年度事業実施状況 (2)令和3年度計画(案) (3)令和3年度予算実施計画(案) (4)その他（理事の交代） <令和3年度> ○1回目（R3.8.31:書面開催）の議題 (1)令和2年度事業実績 (2)令和3年度事業実施状況 (3)令和4年度予算概算要求 (4)そ</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・連絡協議会については、意見交換や事業の実績、実施状況等の説明を行うなど、関係機関との意思疎通と連携の強化を図った。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、書面開催としたが、個別に対応することにより、関係機関との意思疎通と連携を図ることを行うことができた。 ・令和4年度2回目においては、遠隔地からでも参加が容易で、双方向でのコミュニケーションを図ることができるWEB開催として、情報共有を行い、十分な意思疎通を図ることができた。 ・連絡協議会以外の会議についても、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策等について、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図ることができた。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、書面開催や中止となったが、必要な情報共有は滞りなく行うことができた。 これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由> 国、県、市及び関係自治体で構成する連絡協議会等を開催し、機構の事業実績、実施状況等の説明や意見交換を行うなど関係機関との意思疎通と連携強化を図っている。 また、コロナ禍においても円滑かつ着実に事業を進める観点から、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」においては関係自治体へ個別に訪問を行い自治体ごとに連携の強化を図っている。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。 (外部有識者からの意見) ・福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議を各自治体に個別訪問して開催したことは良い取り組みである。啓発、教育とまでいかないが理解を高めてもらう機会になれば良いと料する。 ・福岡空港は滑走路増設事業もあり、関係自治体との関係構築はますます重要で、地元の理解も高めていく必要がある。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由> 国、県、市及び関係自治体で構成する連絡協議会等を開催し、機構の事業実績、実施状況等の説明や意見交換を行うなど関係機関との意思疎通と連携強化を図っている。 また、コロナ禍においても円滑かつ着実に事業を進める観点から、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」においては関係自治体へ個別に訪問を行い自治体ごとに連携の強化を図っている。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることからB評価とした。</p>		

			<p>その他（令和2年度業務実績報告、事業概要パンフレットの紹介等）</p> <p>○2回目（R4.3.25:書面開催）の議題 (1)令和3年度事業実施状況 (2)令和4年度計画（案） (3)令和4年度予算実施計画（案） 〈令和4年度〉</p> <p>○1回目（R4.8.31:書面開催）の議題 (1)令和3年度事業実績 (2)令和4年度事業実施状況 (3)令和5年度予算概算要求 (4)その他（令和3年度業務実績報告、第4回住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会資料）</p> <p>○2回目（R5.3.24:WEB開催）の議題 (1)令和4年度事業実施状況 (2)第4期中期目標・中期計画の達成状況 (3)第5期中期目標・中期計画 (4)令和5年度計画（案） (5)令和5年度予算実施計画（案）</p> <p>〔2.連絡協議会以外の会議〕 【中期目標期間における取組】 ○「連絡協議会」以外にも以下の国や関係自治体等との会議に参加した。 ◎令和2年度及び令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、中止又は書面開催若しくは各自治体などに出向いた個別開催となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議 （関係自治体：福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構） → 事業対象地域の関係自治体担当者に対し住宅騒音防止対策事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行い、制度・手続き方法等について理解を深めてもらった。 ・地域対策協議会総代会 （福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港（株）、機構他） → 地域対策協議会の活動報告や質疑応答等を通じ、国や機構等に対する要望の把握に努めた。 ・福岡空港周辺地域における各種課題等に係る意見交換会 （国、福岡県、福岡市、福岡国際空港（株）、機構） → 国及び関係自治体が空港周辺地域の各種課題等について意見交換する会議に出席し、情報の共有を図った。 ・福岡空港公害対策協議会との事務協議 （福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構） → 公害対策協議会と関係行政機関との協議に出席し、国や機構等に対する要望・要求を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図った。 ・福岡空港利活用推進協議会 		
--	--	--	--	--	--

			<p>(福岡県、福岡市、福岡商工会議所、地元経済界、航空会社、機構)</p> <p>→ 福岡空港の周辺環境対策事業を含む利活用事業を推進するため、情報共有を図った。</p> <p>・上臼井・下臼井特別委員会</p> <p>(国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構外)</p> <p>→ 福岡空港整備事業の進捗状況等の、情報共有を図った。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響があった事項については、「法人の業務実績」本文中の取組内容冒頭に◎印を付しています。

様式 1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (3) ②	空港と周辺地域の共生と連携の強化 広報活動の充実		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)		
						評価	B	評価	B
<p>②広報活動の充実</p> <p>機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。</p> <p>このため、ホームページを年間 20 回程度常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。</p>	<p>②広報活動の充実</p> <p>機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。</p> <p>イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。</p> <p>ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、年間 20 回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。</p> <p>ハ 福岡県、福岡市及び関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口でのパンフレットの配布等の広報活動を行う。</p>	<p><主な指標等></p> <p>1. 財務情報等の公表</p> <p>2. ホームページの更新</p> <p>3. 自治体広報誌などへの情報掲載</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 財務情報提等の公表]</p> <p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○各年度の財務諸表、業務実績評価結果、公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行った。</p> <p>[ホームページの主な公表内容]</p> <p>・独立行政法人通則法に基づく公表 (業務実績報告書、自己評価調書、年度評価結果の反映状況、年度評価調書、事業報告書及び財務諸表、役職員の報酬・給与等の水準の公表、年度計画、独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表 等)</p> <p>・各種事業 (空調機器更新工事における申請締切日のお知らせ、空調機器更新工事における申請書類・手引き等の掲載、「福岡空港周辺にお住まいの皆様へ」(事業承継予定について)掲載、住宅防音工事における申請締切日と工事スケジュールのお知らせ、住宅防音工事における説明パンフレットの掲載 等)</p> <p>・契約関係 (独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則に基づく発注情報の公表(入札公告・開札結果)、環境物品等の調達推進を図るための方針、公共工事の発注見通し、契約監視委員会の審議概要、調達等合理化計画、空港周辺整備機構の中小企業者に関する契約方針、契約結果の情報 等)</p> <p>[2. ホームページの更新]</p> <p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○ホームページの改修にあたっては、月別件数一覧を作成しアクセス状況の把握・分析に努め、改修の際の参考とするとともに、職員や関係者等の意見・要望を踏まえて改修を行った。</p> <p>【各年度の主な取組】</p> <p><平成 30 年度></p> <p>○機構のホームページが見づらいつとの意見もあり、リニューアルを実施した。リニューアルにあたっては、現状の問題点や改善の方向性について打合せを重ね、関係者等の意見・要望を踏まえたうえで、デザインや構成の見直し、スマートフォン等に対応したレスポンスデザインの採用や、SSL 証明書により暗号化通信を行った。</p> <p><令和元年度></p> <p>○「地域との連携」ページを作成し、「空の日や出前</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>・財務諸表、業務実績評価結果、公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性の確保を図ることができた。</p> <p>・ホームページのリニューアル及び年度ごとの改修にあたっては、現状の問題点やアクセス状況の把握・分析に努め、職員や関係者等の意見・要望を踏まえ、利用者によりわかりやすく使いやすい画面構成、記載内容とするなど改善するとともに、セキュリティ対策を一層高める大幅な改善を行うことができた。また、パンフレット等のすべての広報物に QR コードを記載し、機構ホームページへのアクセスが容易になるよう、利便性の向上を図ることができた。</p> <p>・関係自治体に対し、窓口でのパンフレット配布について協力を依頼するとともに、事業についての情報を関係自治体の広報誌に掲載したところ、広報誌を見た住民からの問合せは、事業制度を知らなかった方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の成果を得ることができた。</p> <p>・福岡市共同利用会館においてパンフレットの配布、また、チラシを掲示することで、より多くの住民に制度を周知することができた。</p> <p>・事業概要を記載したマスクケースについては、各施設で行っている新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を応援する意味も込めて作成したところ、配布先や利用者からは概ね好評を得られることができた。また、窓口現金封筒広告については、事業対象区域の郵便局に配布することで、地域に特化した周知を行うことができ、令和 2 年度窓口現金封筒広告を見た方からの問合せ(2 件)があり、一定の効果が見られた。新聞折込チラシについては、令和 3 年度 18 件の問合せがあり(うち事業対象者 12 件)、地元新聞社の利用や地域を限定して配布したことで、より効果的な広報とすることができた。</p> <p>・マスクケースなどに QR コードも記載することによって、機構への情報アクセスが容易になり、令和 4 年度においては令和 3 年度と比較して住宅防音事業のサイトへのアクセス数が 2 割程度増加し、対象者目線にたった広報手法を図ることができた。</p> <p>・ポスティングは、対象地域を絞ることでより対象者の目に触れやすくなるなど効果的な広報手法と考えている。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>・これまでもパンフレットを各方面に配布するなど事業制度の周知に注力してきたが、よりわかりやすく住民へ制度や活動内容を届けるため広報活動の拡充を図り、これを継続して取り組むことを決定した。</p> <p>具体的には、自治体窓口にとどまらない共同利用会館にも広げた広報や、相乗効果をねらった自治体広報誌発行にあわせたチラシ配布等を着実に進めたほか、以下のような取り組みを実施した。</p> <p>・地域と一緒に困難を乗り越える思いを込めて、事業制度の案内を兼ねたマスクケースや封筒を配布した。</p> <p>・横断幕の設置により、「移転補償事業」の実施状況が現場で認識されることで、地権者から相談を受けるきっかけとなった(1 件申請がなされた)。</p> <p>・空港で開催される「空の日」イベントが中止になるなど、事業制度の周知機会に限られる状況であっても広報活動の充実に努めている。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成する見込であると認められることから B 評価とした。</p> <p><今後の課題></p> <p>・これまでの広報活動に加え、申請手続きのサポートを行う等、住民のニーズに応じた的確な情報提供の充実及び対話を重視したサービス体制の構築についても検討する必要がある。</p> <p>・滑走路増設に伴う需要を踏まえ、廃止までの限られた期</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>・これまでもパンフレットを各方面に配布するなど事業制度の周知に注力してきたが、よりわかりやすく住民へ制度や活動内容を届けるため広報活動の拡充を図り、これを継続して取り組むことを決定した。</p> <p>具体的には、自治体窓口にとどまらない共同利用会館にも広げた広報や、相乗効果をねらった自治体広報誌発行にあわせたチラシ配布等を着実に進めたほか、以下のような取り組みを実施した。</p> <p>・地域と一緒に困難を乗り越える思いを込めて、事業制度の案内を兼ねたマスクケースや封筒を配布した。</p> <p>・横断幕の設置により、「移転補償事業」の実施状況が現場で認識されることで、地権者から相談を受けるきっかけとなった(1 件申請がなされた)。</p> <p>・空港で開催される「空の日」イベントが中止になるなど、事業制度の周知機会に限られる状況であっても広報活動の充実に努めている。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることから B 評価とした。</p> <p><今後の課題></p> <p>・これまでの広報活動に加え、申請手続きのサポートを行う等、住民のニーズに応じた的確な情報提供の充実及び対話を重視したサービス体制の構築についても検討する必要がある。</p> <p>・滑走路増設に伴う需要を踏まえ、廃止までの限られた期</p>			

			<p>講座など」の活動を掲載した。</p> <p>〈令和2年度〉 ○福岡空港の環境対策事業が機構廃止後に福岡国際空港株式会社へ承継される旨のお知らせを掲載した。</p> <p>〈令和3年度〉 ○トップページに新型コロナウイルス感染症対策のお知らせを掲載した。</p> <p>〈令和4年度〉 ○ホームページの「入札・契約情報」の「過去の入札等結果」のページについて、閲覧者の目線に立って見やすいものとするため、掲載を過去5年度分とし、年度の新しい順に並び替える改修を行った。</p> <p>〔3.自治体広報誌などへの情報掲載〕 【中期目標期間における取組】 ○機構のパンフレットを作成し、連絡協議会等を通じて関係自治体窓口での配布を依頼し、住民への周知を図った。 ○住宅騒音防止対策事業では、福岡市博多区、東区及び大野城市の広報誌に事業案内の記事を掲載した。また、関係自治体窓口や、福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットを配布したほか、事業の概要を記載したチラシを掲示した。 ○移転補償事業では、自治体（福岡市・大野城市）広報誌への事業案内の掲載や、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業対象区域の公民館、共同利用会館へ案内チラシを配布するなど、引き続き広報活動の強化に取り組んだ。</p> <p>【各年度の主な取組】 〈平成30年度〉 ○住宅騒音防止対策事業の申請者への説明資料である「空調機器更新補助の手引き」について、外注していたものを機構のプリンターによる作成に変更し、資料改善への速やかな対応や経費節減に取り組んだ。また、ホームページの見直しも行い、住民向け、業者向けのページを区別、分かりやすい表現への変更、不要な情報の削除などにより、分かりやすい内容へ改善した。</p> <p>〈令和2年度〉 ◎新型コロナウイルス感染症の影響により、地域へ出向いた説明が制限されるなど制約があるなか、事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。いずれも機構として初めての試みである。 ・事業概要を記載したマスクケースを作成し、福岡空港内の飲食店、騒音斉合施設（商業）、屋外レクリエーション施設（移転補償跡地）に配布。 ・郵便局に置かれている窓口現金封筒広告を利用し、事業案内を周知。 ・屋外レクリエーション施設（移転補償跡地）に事業案内の看板を設置。 ○移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため、事業により更地となった直近</p>	<p>・「移転補償事業を行った土地である旨」の横断幕を見たことによる相談は1件であり、相談の結果、申請書の提出を受け、受理するに至った。横断幕の設置は、移転補償事業の実施状況を現場で認識してもらうことで、地権者から相談を受けるきっかけとすることができた。</p> <p>・令和4年度までに、計3箇所の跡地へ横断幕の設置を行った結果、令和3年度に比べ、約1.8倍の問合せがあり、移転補償事業対象区域の住民に対し、事業認知拡大を図ることができた。</p> <p>なお、令和4年度の問合せのうち、移転補償を継続検討されている方へ、移転補償手続き（制度説明、書類の作成を含む）について、引き続き丁寧な説明を行っていく。</p> <p>・移転補償事業の周知を図った結果、広報誌・チラシ等を見た方からの問合せがあり、広報による効果が見られた。なお、移転補償事業の可否に関する照会はずべて適切に対応した。</p> <p>これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p>間にできる限り多くの申請に対応するため、効果的な情報発信や更なる事務処理の効率化について、重点的に取り組むことが求められる。</p> <p>（外部有識者からの意見） ・ホームページの入札情報は、案件が時系列順に並んでおり、入札結果等が明確に表示されていたことから、非常に分かりやすくなった。</p>	<p>間にできる限り多くの申請に対応するため、効果的な情報発信や更なる事務処理の効率化について、重点的に取り組むことが求められる。</p> <p>（外部有識者からの意見） ・ホームページの入札情報は、案件が時系列順に並んでおり、入札結果等が明確に表示されていたことから、非常に分かりやすくなった。</p>
--	--	--	--	---	--	--

			<p>の跡地に「移転補償事業を行った土地である旨」の横断幕を設置した。</p> <p>〈令和3年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新聞折込チラシの配布の取組を実施した。 ○機構への情報アクセスが容易になるよう、パンフレット等の広報物全てにQRコードを記載した。 ○令和2年度に横断幕を設置した空港南側の跡地については、横断幕をより視認性の高い場所へ移設を行うことで周辺住民の目に触れる機会を増やした。 <p>〈令和4年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまで行ってきた新聞折込チラシや郵便局窓口現金封筒広告の取組の効果の検証を踏まえたうえで、更に効果的な周知を行うため令和5年度から対象地域を選定したポスティングを実施する予定であり、4年度はその準備作業としてチラシの制作・印刷を実施。なお実際のポスティングについては、申請期間を考慮し5年度の申請開始時期を予定している。 ○横断幕については、より視認性の高い跡地（駅近くで人通りがある幹線道路沿い）に設置を行うことで、さらに周辺住民の目に触れる機会を増やした。 		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響があった事項については、「法人の業務実績」本文中の取組内容冒頭に◎印を付しています。

様式 1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (3) ③	空港と周辺地域の共生と連携の強化 地域への啓発活動		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
					評定	B	評定	B
一	<p>③地域への啓発活動</p> <p>イ 環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。</p> <p>ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントや、連絡協議会等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。</p>	<p><主な指標等></p> <p>1. 環境学習や見学の実施</p> <p>2. 啓発活動の実施</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 環境学習や見学の実施]</p> <p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○連絡協議会において地域への啓発活動の観点から、空港周辺の関係自治体に対して、機構の事業及び空港への理解を深めていただけるよう、資料やこれまでの取組を紹介し機構が積極的に対応することを周知した。</p> <p>○ホームページに「校外学習」の募集案内について掲載するとともに、出前講座の実施についても引き続き案内を行った。</p> <p>○空港周辺の小中学校で行われている環境教育・学習の場を通して、空港環境対策や機構の事業についての理解を深めるため、機構職員を講師として派遣し、環境教育・学習のサポートを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度: 2回 ・令和元年度: 2回 ・令和2年度: 2回 ・令和3年度: 0回 ・令和4年度: 0回 <p>[2. 啓発活動の実施]</p> <p>【各年度の主な取組】</p> <p><平成30年度、令和元年度及び令和4年度></p> <p>○例年開催されている福岡空港「空の日」のイベントに参画し、イベント来場者へ機構のパンフレット及びノベルティを配布し、啓発活動を行った。</p> <p><令和2年度及び令和3年度></p> <p>◎新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「空の日」イベントが中止になるなど、地域への啓発活動の場が制限されたことから、事業制度を改めて地域住民へ周知するため、新たな広報活動の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクケースの配布 ・郵便局窓口現金封筒広告の活用 ・屋外レクリエーション施設への看板設置 ・新聞折込チラシの配布 ・移転補償跡地への横断幕設置 	<p><評定と根拠></p> <p>評定: B</p> <p>・校外学習及び出前講座の実施について、引き続きホームページにおいて募集案内を行うとともに、連絡協議会メンバーの関係自治体に対し、これまでの校外学習の取り組みを紹介し機構が積極的に出前講座を実施する用意があることを周知した結果、令和2年度までは、毎年小学校2校から申込みがあり出前講座を実施した。出前講座を実施したことによって、空港周辺地域の子供たちや教育現場の先生方に、福岡空港の重要性や環境対策事業について、理解を深めて頂く有意義な活動となった。</p> <p>・福岡空港の「空の日」イベントに参画し、来場者に対し、機構のパンフレット及びノベルティを配布することにより啓発活動を行う等、着実な実施状況であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「空の日」のイベントが中止となったため、事業制度を改めて地域住民へ周知するため、マスクケースの配布や移転補償跡地に横断幕を設置するなど、広報活動の充実に努めた。</p> <p>これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>職員を講師として小中学校へ派遣し、環境教育・学習のサポートを行い、理解促進を図るとともに、福岡空港「空の日」イベントでパンフレットやノベルティグッズを配布し、啓発活動に努めている。</p> <p>また、コロナ禍においては以下の取り組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と一緒に困難を乗り越える思いを込めて、事業制度の案内を兼ねたマスクケースや封筒を配布した。 ・横断幕の設置により、「移転補償事業」の実施状況が現場で認識されることで、地権者から相談を受けるきっかけとなった(1件申請がなされた)。 ・空港で開催される「空の日」イベントが中止になるなど、事業制度の周知機会が限られる状況であっても広報活動の充実に努めている。 <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成する見込であると認められることからB評価とした。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>職員を講師として小中学校へ派遣し、環境教育・学習のサポートを行い、理解促進を図るとともに、福岡空港「空の日」イベントでパンフレットやノベルティグッズを配布し、啓発活動に努めている。</p> <p>また、コロナ禍においては以下の取り組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と一緒に困難を乗り越える思いを込めて、事業制度の案内を兼ねたマスクケースや封筒を配布した。 ・横断幕の設置により、「移転補償事業」の実施状況が現場で認識されることで、地権者から相談を受けるきっかけとなった(1件申請がなされた)。 ・空港で開催される「空の日」イベントが中止になるなど、事業制度の周知機会が限られる状況であっても広報活動の充実に努めている。 <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることからB評価とした。</p>		

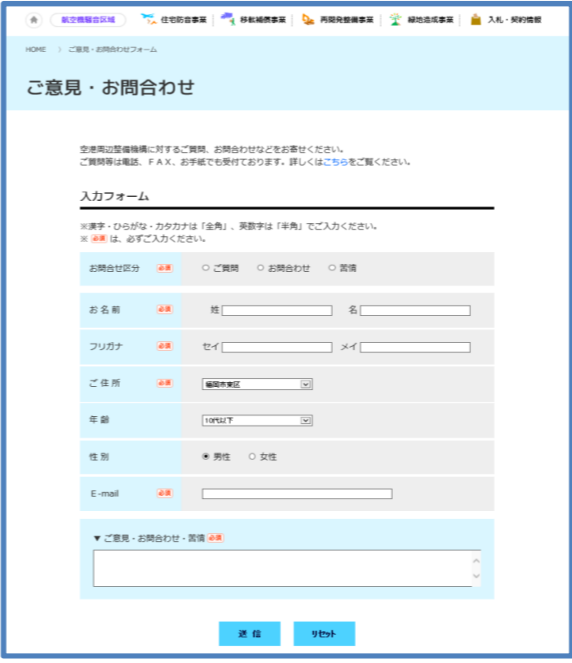
4. その他参考情報

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響があった事項については、「法人の業務実績」本文中の取組内容冒頭に◎印を付しています。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (3) ④	空港と周辺地域の共生と連携の強化 地域住民のニーズの把握		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
一	④地域ニーズの把握 機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。	<p><主な指標等></p> <p>1. 質問・意見の募集</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>〔1. 質問・意見の募集〕</p> <p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○ホームページに「ご意見・お問い合わせ」専用フォームを設け、幅広く意見等の募集を行っているほか、関係自治体で配布している機構のパンフレットに意見等の提出方法を記載し、地域住民からのニーズの把握にも対応した。</p> <p>【各年度の主な取組】</p> <p><令和元年度></p> <p>○自治体情報誌への広報掲載等により頂いたご意見や問合せを踏まえ、住宅騒音防止対策事業の手引きに「よくあるご質問」や『手続きの流れ』に申込から審査結果通知までの期間を追加して改善した。</p> <p><令和2年度></p> <p>○ホームページの「機構へのご意見・ご提案」及び「お問合せ」を一つにして、「ご意見・お問い合わせ」専用フォームを設けた。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>・ホームページに機構への「ご意見・お問い合わせ」窓口を設けており、第4期中期目標期間中に年間平均約7.8件の意見や問合せがあった。また、機構のパンフレットに意見等の提出方法を記載し、関係自治体の住民窓口において配布するなど、地域住民の方々や各種団体と日頃から業務を通じてコミュニケーションを図り、その中で得た意見等を反映しながら業務を遂行して、着実な実施状況にある。</p> <p>これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p> <p>【ホームページの「ご意見・お問い合わせ」】</p> 	<p>評価</p> <p>B</p> <p>評価</p> <p>B</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>ホームページ、パンフレットへの意見、提案、問い合わせ先の案内を掲載するにとどまらず、日常の業務の中で住民や各種団体の意見等を吸収すべくコミュニケーションに努めており、得た情報にも適切に対応している。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成する見込であると認められることからB評価とした。</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>ホームページ、パンフレットへの意見、提案、問い合わせ先の案内を掲載するにとどまらず、日常の業務の中で住民や各種団体の意見等を吸収すべくコミュニケーションに努めており、得た情報にも適切に対応している。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることからB評価とした。</p>

4. その他参考情報

一

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (4) ①	運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 研修員の受入れ		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評価	B	評価	B
<p>(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進</p> <p>国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。</p>	<p>(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進</p> <p>国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。</p> <p>① 研修員の受入れ</p> <p>運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、平成 31 年 4 月頃予定の空港運営事業開始日以降から環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を少なくとも 1 名以上受け入れ、研修を行う。</p>	<p><主な指標等></p> <p>1. 研修員の受入れ</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>〔1. 研修員の受入れ〕</p> <p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○「独立行政法人改革等に関する基本方針」に基づき、機構が実施している事業を適切かつ円滑に承継するため、平成 30 年度に研修員を受け入れる体制整備にかかる規程を策定するとともに、運営権者と研修員の人数・期間等について綿密に調整を行い、平成 31 年 4 月から研修員 1 名を受け入れ、機構の業務を習得するための研修を開始した。</p> <p>地域振興課では住宅騒音防止対策事業、再開発整備事業及び緑地造成事業について、補償課では移転補償事業について実務研修（OJT）を行った。</p> <p>また、主務省庁や関係自治体等との業務調整、研修会等にも積極的に参加させた。</p> <p>業務移管に当たっては、今後も引き続き運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこととする。（措置状況：「一部実施・実施中」）</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>・機構で実施している事業を福岡空港運営権者へ円滑に継承するため、平成 31 年 4 月から研修員 1 名を受け入れており、機構の業務を習得するための実務研修を着実に実施した。</p> <p>これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B 評価とした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>円滑な環境対策事業の承継に係る取組として、規程類・研修計画作成などの体制整備を進め平成 31 年 4 月より研修員の受け入れを開始した。</p> <p>着実な実務研修を重ねつつ、関係機関との調整のほか、研修参加の機会も積極的に参加するなど、精力的に取り組んでいる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成する見込であると認められることから B 評価とした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>円滑な環境対策事業の承継に係る取組として、規程類・研修計画作成などの体制整備を進め平成 31 年 4 月より研修員の受け入れを開始した。</p> <p>着実な実務研修を重ねつつ、関係機関との調整のほか、研修参加の機会も積極的に参加するなど、精力的に取り組んでいる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることから B 評価とした。</p>		

4. その他参考情報

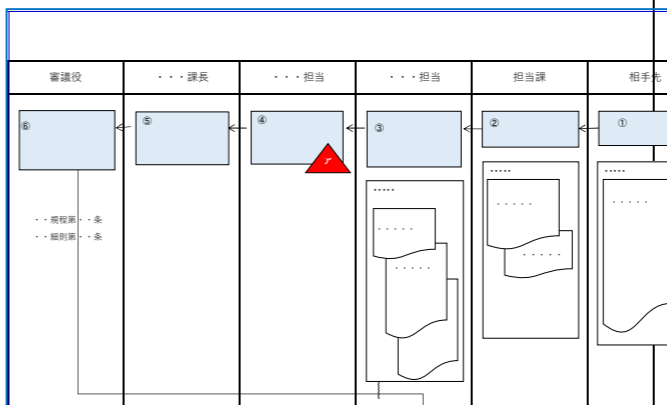
—

様式 1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (4) ②	運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 業務の可視化パターン化の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																													
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)																												
一	<p>②業務の可視化パターン化の推進</p> <p>内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図り、それを元に運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行う。</p>	<p><主な指標等></p> <p>1. 業務フローチャート等の作成</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 業務フローチャート等の作成]</p> <p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、機構が実施している事業を適正かつ円滑に承継するため、業務フローチャート及びリスク管理表を元に運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業承継を行う予定である。</p> <p>業務フローチャート及びリスク管理表の作成及び定期的な再点検を行うとともに、内部監査において提案のあった内容等も踏まえた見直しを行った。</p> <p>業務移管に当たっては、今後も引き続き運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこととする。(措置状況:「一部実施・実施中」)</p> <p>◎令和2年度以降においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、在宅勤務(テレワーク)や書面・押印・対面の見直しなど新たに生じた業務に係るフローチャートを作成するとともに、既存業務についても顕在化したリスクに迅速かつ的確に対応するため、リスク管理表の見直しを行うなど、新型コロナウイルスの影響の極小化を図った。</p> <p>【参考】</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的方針(平成25年12月24日閣議決定)</p> <p><各法人等において講ずべき措置></p> <p>本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成25年法律第67号)」に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。</p> <p>福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。</p> <p>本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価: B</p> <p>・リスク管理委員会により業務フローチャート及びリスク管理表に係る点検結果の検証を行い、監査などで新たに発見されたリスクに対して、所要の見直しを行うなど、リスク低減を図った。</p> <p>・在宅勤務(テレワーク)など新たに生じた業務に係るフローチャートを作成するとともに、リスク管理表の見直しを行うなど、新型コロナウイルス感染拡大のリスク低減を図った。</p> <p>・リスク管理委員会を通じたモニタリング等を継続することで、業務の可視化、パターン化を推進している。</p> <p>これらの取組及び成果により、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p> <p>[業務フローチャート]</p>  <p>[リスク管理表]</p> <p>独立行政法人空港周辺整備機構 リスク管理表 (総務・経理)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類名</th> <th rowspan="2">リスク項目</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="4">リスクレベル</th> <th rowspan="2">リスク発生時に想定される事象</th> <th rowspan="2">想定されるリスク発生原因</th> <th rowspan="2">リスクに対する基本方針</th> <th rowspan="2">リスクに対する具体的な対策</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>影響度(A)</th> <th>発生頻度(B)</th> <th>業務性(C)</th> <th>発生可能性(D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務</td> <td>職員の不祥事</td> <td>情報漏洩</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>20</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類名	リスク項目	内容	リスクレベル				リスク発生時に想定される事象	想定されるリスク発生原因	リスクに対する基本方針	リスクに対する具体的な対策	備考	影響度(A)	発生頻度(B)	業務性(C)	発生可能性(D)	労務	職員の不祥事	情報漏洩	5	1	3	4	20		<p>評価: B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>リスク管理委員会においてリスク管理表の再点検を行った結果、判明した改善点を踏まえて業務フローチャートの改正を行ったことにより、運営権者への事業承継をスムーズに行うための資料の質の向上を図っている。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成する見込であると認められることからB評価とした。</p>	<p>評価: B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>リスク管理委員会においてリスク管理表の再点検を行った結果、判明した改善点を踏まえて業務フローチャートの改正を行ったことにより、運営権者への事業承継をスムーズに行うための資料の質の向上を図っている。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることからB評価とした。</p>
分類名	リスク項目	内容	リスクレベル					リスク発生時に想定される事象	想定されるリスク発生原因	リスクに対する基本方針	リスクに対する具体的な対策						備考																	
			影響度(A)	発生頻度(B)	業務性(C)	発生可能性(D)																												
労務	職員の不祥事	情報漏洩	5	1	3	4	20																								

4. その他参考情報

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響があった事項については、「法人の業務実績」本文中の取組内容冒頭に◎印を付しています。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (5)	騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
—	(5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途 騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 特になし。	<評価と根拠> 評価：—	評価	—	評価	—

4. その他参考情報	
—	